

令和 5 年度版

(令和 4 年度実績)

業 務 概 要



長 野 県

中 央 児 童 相 談 所

松 本 児 童 相 談 所

飯 田 児 童 相 談 所

諏 訪 児 童 相 談 所

佐 久 児 童 相 談 所

児童相談所広域支援センター

知的障害者更生相談所

児童は、人として尊ばれる。
 児童は、社会の一員として重んぜられる。
 児童は、よい環境のなかで育てられる。

児童の権利に関する条約（主な内容）

平成6年(1994年)5月22日発効

1. 18歳未満のすべての子どもを対象とします。（第1条）
2. 子どもが人種、性、出身などで差別されてはいけません。（第2条）
3. 子どもの成長のために何が最も大切か（最善の利益）を考慮しましょう。（第3条）
4. 両親は子どもを守り、指導する責任があります。（第7条）
5. 両親の意思に反して子どもを両親から引き離してはいけません。（第9条）
6. 子どもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子どもも、ほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていくことが必要です。（第12条、第13条）
7. 子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。（第19条）
8. 家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
 （第20条、第22条）
9. からだなどが不自由な子どもには特別の養護が与えられるべきです。（第23条）
10. 子どもの健康を守るために医療サービスが与えられるべきです。（第24条）
11. 子どもは教育を受けることが認められるべきです。（第28条、第29条）
12. 子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。（第31条）
13. 子どもが、法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。（第37条、第39条）
14. この条約の内容を、大人にも子どもにも広く知らせなければなりません。（第42条）

児童福祉法（第1章総則（抄））

（平成28年6月3日改正公布現在）

（児童の福祉を保障するための原理）

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

（児童育成の責任）

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

（原理の尊重）

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例(抜粋)

平成 26 年 7 月 10 日 条例第 32 号

前 文

子どもは、社会の宝であり、一人一人がかけがえのない存在である。

子どもは、一人の人間として、その命や人格が大切にされ、社会の一員として豊かに育つことができるよう、その人権が守られなければならない。

子どもが、生まれた時から持っている育つ力を発揮して能動的かつ自立的に活動し、自らを大切に思う気持ちを持って自分らしく成長していくことができるよう、大人は、子どもの力を信じ、支えていく必要がある。

長野県には、地域で子どもを大切に育ててきた伝統と取組があり、多くの子どもは、大人に見守られながら健やかに成長している。

一方、人間関係が希薄になり、経済格差が広がるなど社会環境が変化する中で、いじめや虐待の増加等子どもを取り巻く環境は厳しさを増しており、問題を抱え我慢している子どもや誰にも相談できずに悩んでいる子どもがいる。

このような子どもを支援するため、その抱えているつらさ、悩み等に寄り添いつつ、相談に応じ、救済する仕組みが必要である。また、乳幼児期から青年期まで成長段階に応じて継続的に子どもへの支援を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等様々な領域で、県はもとより、国、市町村、民間団体等が連携協力して、重層的かつ総合的に子ども支援に取り組み、社会全体で子どもの成長をしっかりと見守り、支えなければならない。

ここに、子ども支援に関わる全ての者が連携協力して、子どもと子どもの育ちを支える人を支援することにより、未来を担う子どもの幸せを最大限に尊重し、ひいては全ての子どもが将来に夢と希望を持ち、伸び伸びと育つ地域社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、子ども支援に関し、基本理念を定め、並びに県、保護者、学校関係者等、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、子ども支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、子ども支援のための施策を総合的に推進し、もって子どもの最善の利益を実現することを目的とする。

(基本理念)

第3条 子どもへの支援は、子どもが不当な差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことなく安心して生きていくことができるよう、その人権が尊重されることを旨として行わなければならない。

2 子どもへの支援は、子どもが、その成長段階に応じ、学び、遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明することなどにより主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行わなければならない。

3 子どもへの支援は、子どもが相互に人権を尊重し合うことができるよう自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付け、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行わなければならない。

4 子どもの育ちを支える者への支援は、その者がゆとりのある環境で子どもと接することができるようになることを旨として行わなければならない。

5 子ども支援は、県、国、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、県民等が各々の役割を果たすことにより重層的に行うとともに、相互に連携協力して継続的に行わなければならない。

(県の役割)

第4条 県は、前条に定める基本理念(第6条及び第17条において「基本理念」という。)にのっとり、地域における県民の主体的かつ自主的な子ども支援のための取組を尊重しつつ、その施策を策定し、及び実施するものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子どもの育ちについて第一義的責任を有することを認識し、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めなければならない。

(学校関係者等の役割)

第6条 学校関係者等は、学校等における子どもの安全を確保するとともに、基本理念にのっとり、子どもへの支援を行わなければならない。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その雇用する労働者がその子どもに接する時間を十分に確保できるようにするために必要な雇用環境の整備に努めなければならない。

(県民の役割)

第8条 県民は、子どもが安心して生きていくことができる地域社会を実現するための主体的かつ自主的な取組を行うよう努めなければならない。

(市町村等との連携協力)

第9条 県は、子ども支援のための施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行う子ども支援のための施策に協力するものとする。

2 県は、子ども支援に関し、その活動を行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の民間団体と連携協力するものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の充実)

(社会参加の促進)

(子どもが安心して過ごせる場の整備)

(人権教育の充実)

(保護者に対する支援)

(学校関係者等に対する支援)

(関係者による連携協力の推進)

第3章 子どもに対する人権侵害の救済等

(人権侵害の救済)

第18条 いじめ、体罰等による人権侵害(以下この章において「人権侵害」という。)を受けた、若しくは受けている子ども又は当該子どもに係る保護者は、長野県子ども支援委員会に対し、その救済を申し出ることができる。

目 次

児童相談所の概要

1	児童相談所の業務	1
2	長野県の児童相談所の概況	2
3	長野県の児童相談所の沿革	3
4	相談の種類及び主な内容	4
5	相談業務の流れ	5

児童相談等の状況

1	相談業務の概況	
(1)	過去5か年の相談状況	7
ア	相談受付件数	
イ	相談種別受付件数	
(2)	令和4年度の相談状況	9
ア	相談種別受付状況	
イ	経路別受付状況	
ウ	年齢別・相談種別受付状況	
エ	相談結果の状況	
オ	養護相談の理由	
(3)	児童虐待相談の状況	11
ア	虐待種別	
イ	主な虐待者	
ウ	虐待経路別	
エ	被虐待児の年齢	
オ	相談結果の状況	
カ	児童虐待通告の状況	
2	一時保護の状況	14
(1)	目的別保護状況	
(2)	対応状況	
3	里親（ファミリーホームを含む）委託の状況	15
(1)	年度別登録里親数及び委託児童数の推移	
(2)	年齢別委託児童数	
(3)	委託解除となった児童数	

4	児童相談所広域支援センターの状況	16
	(1) 広域支援センターの組織	
	(2) 機動支援（特殊困難事例、専門業務など）	
	(3) 後方支援（人材育成など）	

統計資料

1	相談業務の概況	17
	(1) 過去5か年の相談状況	
	(2) 令和4年度の相談状況	18
	(3) 児童虐待相談の状況	23
	(4) 児童福祉施設の在所・入退所の状況	26
	(5) 措置解除の状況	
2	一時保護の状況	27
3	里親委託の状況	28
4	療育手帳の交付・再判定	29
5	1歳6か月児・3歳児 精神発達精密健康診査の実施状況	
6	「児童虐待・DV 24時間ホットライン」相談件数	30

知的障害者更生相談所

1	知的障害者更生相談所の業務	31
2	長野県知的障害者更生相談所の沿革	
3	組織	32
4	相談業務の流れ	
5	相談・判定の状況	33
	(1) 相談件数の推移	
	(2) 相談内容別件数	
	(3) 判定内容別件数・判定書等交付件数	34
	(4) 年齢別人数	35
	(5) 障がい程度の状況	
6	知的障がい者（児）数	36
	(1) 知的障がい者（児）の推移	
	(2) 療育手帳所持状況	37
	(3) 障がいの程度による療育手帳区分表	

資料

	県内児童福祉施設一覧	39
--	------------	----

児童相談所の概要

1 児童相談所の業務

児童相談所は、児童福祉法第12条により設置され、子どもの権利（生存・発達・保護・参加）を擁護し、最善の利益を保障する最前線かつ最後の砦を自負し、主として次の業務を行っています。

(1) 相談、調査、判定、援助・指導

子どもに関する家庭その他からの専門的な知識・技術を必要とする相談（重度虐待等や療育手帳等）に応じ、専門職員による調査（立入調査等を含む。）並びに医学的・心理学的・教育学・社会学的及び精神保健上の判定を行い、子どもの心理、健康及び発達に関する専門的な指導その他必要な指導を行っています。（措置による在宅指導を含む。）

(2) 一時保護 子ども安全確保やアセスメントのため、家庭から離す一時保護を行っています。

(3) 措置 家庭事情等必要により、子どもを児童福祉施設等に入所させ、又は里親に委託しています。

(4) 里親 制度の普及啓発、里親登録に向けた相談対応、情報提供、助言、研修等に加え、マッチングから委託児童の自立支援まで一貫した里親養育支援をしています。

(5) 市町村への必要な援助 子ども家庭支援（相談）に係る専門的・技術的助言を行っています。

児童相談所の所在地

松本児童相談所
〒390-1401
松本市波田 9986
TEL.0263-91-3370
FAX.0263-92-1550

中央児童相談所
〒380-0872
長野市大字南長野妻科 282-7
TEL.026-238-8010
FAX.026-238-8025

佐久児童相談所
〒385-0022
佐久市岩村田 3152-1
TEL.0267-67-3437
FAX.0267-67-3449

諏訪児童相談所
〒392-0131
諏訪市湖南 3248-3
TEL.0266-52-0056
FAX.0266-52-0057

飯田児童相談所
〒395-0157
飯田市大瀬木 1107-54
TEL.0265-25-8300
FAX.0265-28-1027



2 長野県の児童相談所の概況

(令和5年4月1日現在)

児童相談所名		中央	松本	飯田	諏訪	佐久	広域C	計
設置年月日		S23.4	S24.5	S39.4	S25.5	S36.4	H28.4	-
職種別職員数(定数)	所長	1	1	1	1	1	(中央兼)	5
	児童福祉司	27	19	9	12	10	1	78
	児童心理司	11	9	4	6	4	1	35
	児童指導員	8	8					16
	保健師	1	1	1		1	1	5
	警察出向						1	1
	総務	2	1	1	1	1		6
	会計年度任用職員	(12)	(10)				(3)	(25)
	嘱託医	(4)	(4)	(3)	(4)	(3)		(18)
	心理判定	(2)	(2)	(2)	(3)	(3)		(12)
計		50 (18)	39 (16)	16 (5)	20 (7)	17 (6)	4 (3)	146 (55)
管轄区域	「広域名」 市郡・町村名 (市町村別詳細は p19-20参照)	「長野」 「北信」 上田市 小県郡	「松本」 「木曾」 「北アルプス」	「南信州」 駒ヶ根市 飯島町 中川村 宮田村	「諏訪」 伊那市 辰野町 箕輪町 南箕輪村	「佐久」 東御市	県全域	
	市	6	4	2	4	3	19	
	町	6	4	4	4	5	23	
	村	6	11	12	2	4	35	
	総人口(人)	761,853	497,046	203,421	312,280	231,753	2,007,647	
	児童人口(人)	105,296	70,399	30,580	45,054	33,750	285,232	
	面積(km ²)	3,360.45	4,524.55	2,313.28	1,679.78	1,683.54	13,561.56	
建物	構造	RC3	RC2+木2	RC2	木1	RC2		
	建築年(月)	S46	S61+S59	H3.7	H25.2	H5.3		
	改修移転年月	H24.2	H17.4	H3.7	H25.2	(S47.4)		
	建築面積(m ²)	636.20	757.28	438.72	507.11	510.36		
	延床面積(m ²)	1,857.83	1,260.56	583.61	478.63	595.13		

- 職員数は、付置機関の知的障害者更生相談所を含む。
- 中央及び松本児童相談所の児童福祉司の職員数には、家庭支援課長(中央:2名、松本:1名)を含み、中央及び松本児童相談所の児童心理司の職員数には、相談判定課長(各1名)を含む。
- 「広域C」:児童相談所広域支援センター
中央児童相談所に付置し、事務所は中央児童相談所内に、松本駐在は松本児童相談所内にある。
- 「総人口」「児童人口」は、「長野県の市町村別・年齢各歳別人口(毎月人口異動調査)(令和5年4月1日)」による。
(推計値のため、各児童相談所分を合計しても県計と一致しない。)
- 管轄区域「面積」は、「全国都道府県市区町村別面積(令和5年1月1日現在)」(国土地理院)による。

3 長野県の児童相談所の沿革

- 昭 23.4 児童福祉法の規定に基づき、長野県児童相談所が長野市上千歳町に設置され、県内一円を管轄区域として業務を開始
- 昭 23.6 児童相談所付設一時保護所が長野市西長野町「三帰寮」に設置
- 昭 24.4 児童相談所が長野市長門町 1,097 に移転
- 昭 24.5 松本児童相談所が松本市大名町 76 に設置され、これにより長野県児童相談所が長野県中央児童相談所と改称され、管轄区域は中央児童相談所が 5 市 12 郡、松本児童相談所が 1 市 4 郡となる
- 昭 24.6 中央児童相談所付設一時保護所が長野市若里舞台 720 に新築移転
- 昭 25.5 松本児童相談所が松本市若松町 1467（現：埋橋 1-9-18）に新築移転し、一時保護所として松本精機寄宿舎を買収し、改装のうえ発足
- 昭 25.5 中央児童相談所諏訪出張所が諏訪地方事務所内に設置され、2 市 2 郡を管轄
- 昭 26.3 中央児童相談所付設一時保護所が長野市東鶴賀町 1,908 に建物を買収移転
- 昭 27.5 中央児童相談所が長野市東鶴賀町 1,908 に新築移転
- 昭 27.12 中央児童相談所諏訪出張所が諏訪児童相談所に格上げ（諏訪市本町 1 丁目）
- 昭 28.5 南佐久郡社会福祉協議会及び民生児童委員協議会が自ら、出張児童相談所を元自治警察署の庁舎に設置
- 昭 29.4 松本児童相談所の管轄区域を中信地区とし、同時に下伊那郡と飯田市は諏訪児童相談所の管轄となる
- 昭 36.4 佐久の出張児童相談所が県に移管され、佐久児童相談所として佐久市岩村田に設置、管轄区域は小諸市、佐久市、南佐久郡及び北佐久郡となる
- 昭 39.4 飯田児童相談所が飯田市今宮町 4-5609 に設置され、管轄区域は飯田市、駒ヶ根市、下伊那郡及び上伊那郡のうち飯島町、中川村、宮田村となる
- 昭 42.2 諏訪児童相談所が諏訪市湖岸通り 1-19-13 に新築移転
- 昭 46.3 松本児童相談所が松本市桐 2-4-39 に新築移転
- 昭 46.4 中央児童相談所に精神薄弱者更生相談所（現：知的障害者更生相談所）を付置
- 昭 47.4 佐久児童相談所が佐久市岩村田丹過 3152-1（現在地）に移転
- 昭 47.10 中央児童相談所が長野市大字若里 1570-1（県社会福祉総合センター）に新設移転
- 平元.10 「子ども・家庭電話相談事業」“ふれあい 110 番”を、中央児童相談所に設置
- 平 3.7 飯田児童相談所が飯田市大瀬木 1107-54（現在地）に新築移転
- 平 5.3 佐久児童相談所が現在地で全部改築
- 平 12.8 5 児童相談所の時間外緊急連絡体制を整備
- 平 14.4 中央児童相談所の一時保護所が通年開所となる
- 平 15.4 松本児童相談所の一時保護所が通年開所となる
- 平 16.4 北佐久郡北御牧村と小県郡東部町が合併して東御市となり、佐久児童相談所の管轄となる
- 平 17.4 松本児童相談所が東筑摩郡波田町 9986（旧県建設技術学園、現在地）に改築移転
“ふれあい 110 番”を廃止して、「児童虐待・DV24 時間ホットライン」を新設
- 平 22.3 松本児童相談所の住所表示が、松本市と波田町の市町村合併により松本市波田 9986 に変更
- 平 24.2 中央児童相談所が長野市大字南長野妻科 144（旧公衆衛生専門学校、現在地）に改築移転
- 平 25.2 諏訪児童相談所が諏訪市湖南 3248-3（現在地）に新築移転
- 平 28.4 児童相談所広域支援センターが発足し、中央児童相談所に付置
- 平 29.4 広域支援センターに県警出向警察官（児童安全対策専門員、H29.3.17 付け）及び弁護士（児童相談法務専門員、非常勤（R2～契約弁護士））を新たに配置し、かつ、松本駐在を置く

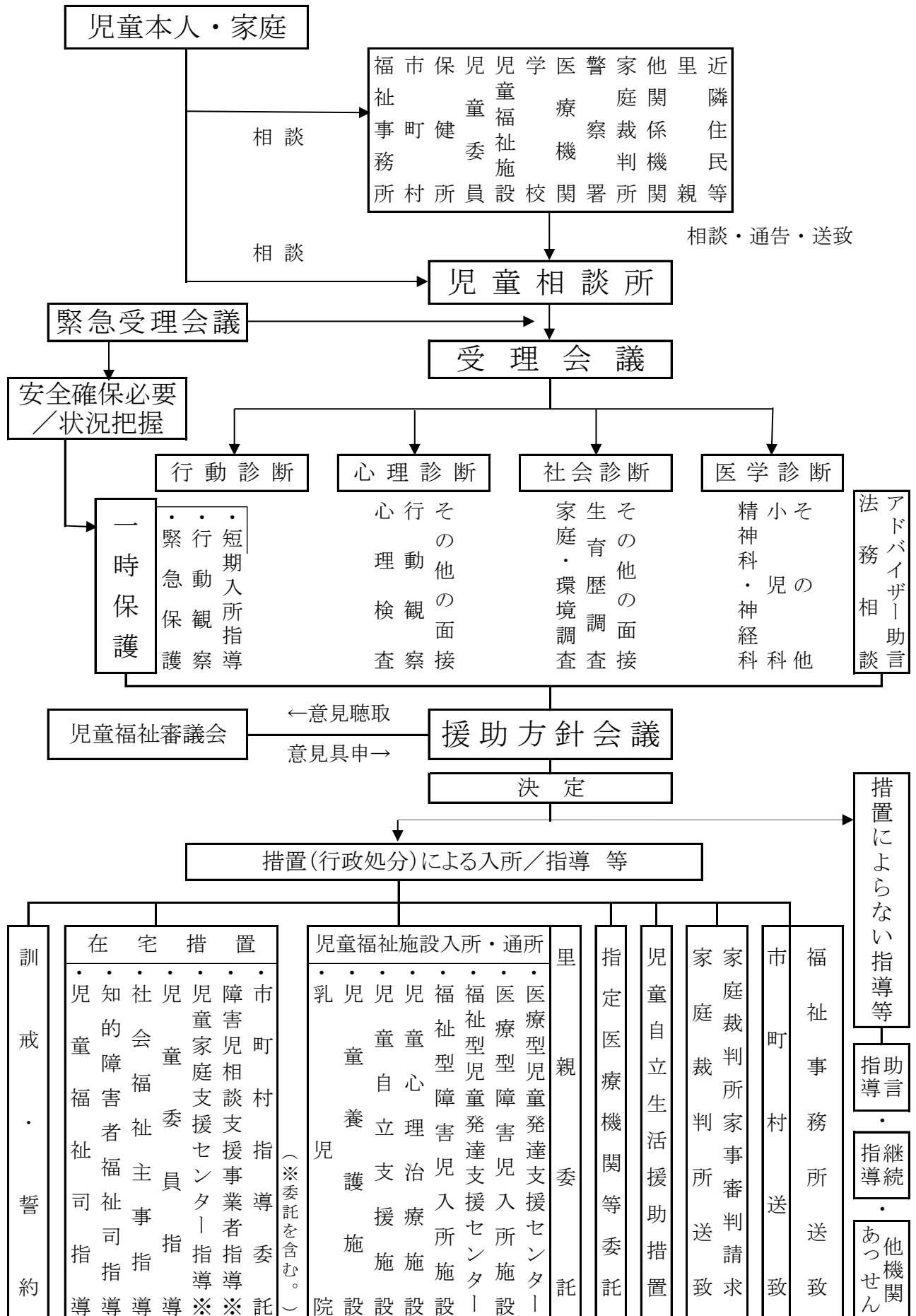
4 相談の種類及び主な内容

種 類		内 容
養 護 相 談		父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、遺棄、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談
	児 童 虐 待	身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)
保 健 相 談		未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する児童に関する相談
障 がい 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視 聴 覚 障 がい 相 談	盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等視聴覚障がい児に関する相談
	言 語 発 達 障 がい 等 相 談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談 （ことばの遅れの原因が、知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類・該当される場合は、当該種別で計上する。）
	重 症 心 身 障 がい 相 談	重症心身障がい児（者）に関する相談
	知 的 障 がい 相 談	知的障がい児に関する相談
	発 達 障 がい 相 談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の児童に関する相談
非 行 相 談	ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談 （受け付けた時には通告がなくとも、調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についても、これに該当する。）
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
そ の 他 の 相 談		上記の相談のいずれにも該当しない相談

（出典 福祉行政報告例記入要領）

5 相談業務の流れ

受け付けた相談は、次のような手順で援助方針の決定を行います。





しあわせ
信州

児童相談等の状況

1 相談業務の概況

本県は、県内5か所に児童相談所を設置している。

近年の養護相談、特に児童虐待相談の急増により、アウトリーチ（家庭等への訪問支援）が日常的となり、市町村や関係機関との幅広い連携が欠かせないため、相談対象の児童や家庭の現場等で業務等を行うことが多くなっている。（出張相談、要保護児童対策地域協議会等）

本章の「相談業務の概況の（1）のイ」以下では、県内の5児童相談所の相談件数等を総数で掲載している。

なお、所別の内訳等は、「統計資料」の章（p17～）に別掲している。

（1）過去5か年の相談状況

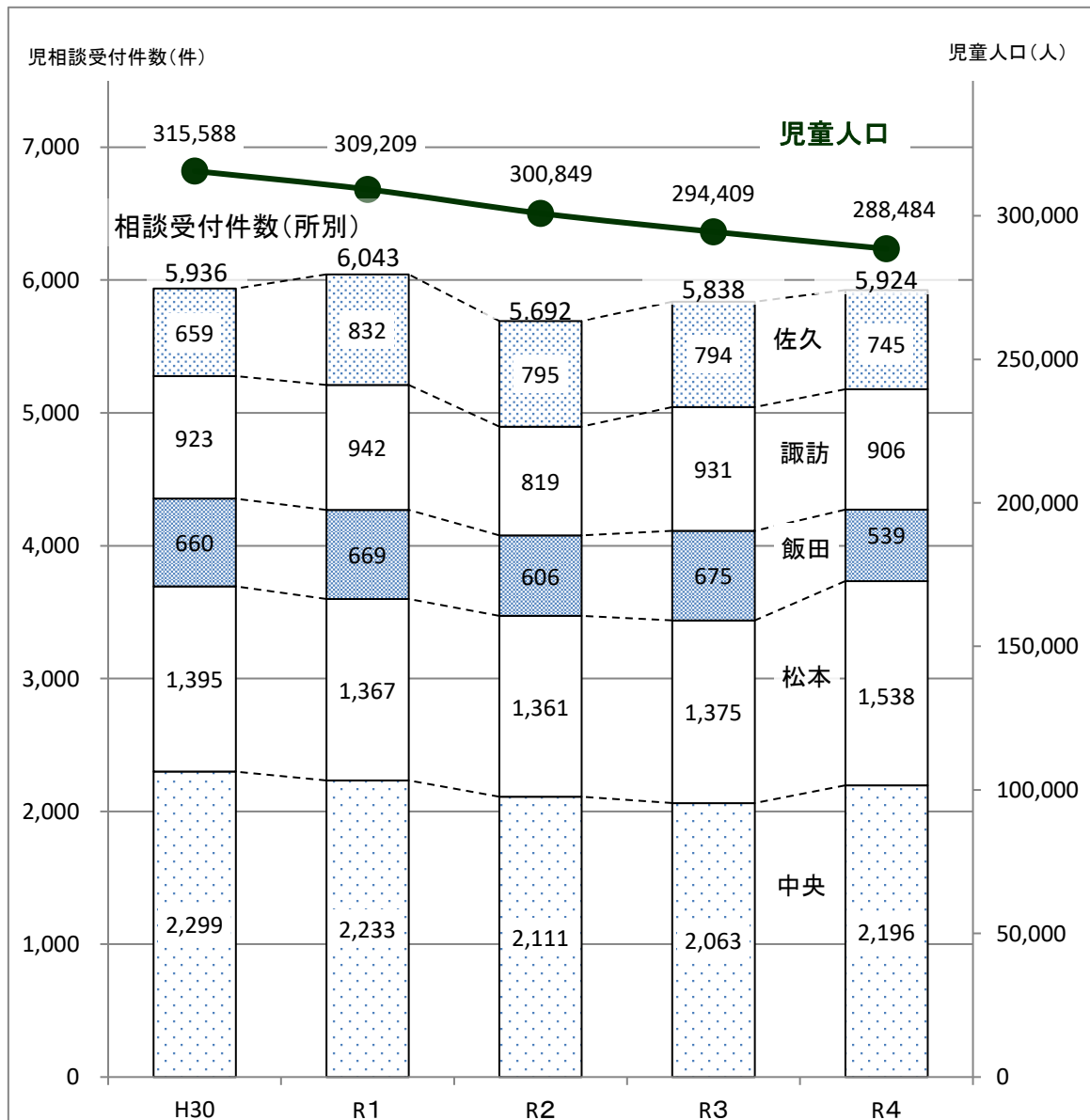
ア 相談受付件数

県内の児童人口（18歳未満）は、4年間で約31万5千人から約28万8千人へ約2万7千人減少し、毎年7千人規模で減少（年減少率：約2.0%）している状況である。

そのような中でも、近年の児童相談の受付件数は、横ばい傾向にあり、令和4年度の受付件数は5,924件、前年度と比べ86件、率にして1.5%増加した。

〔図1〕

※P17 表「相談受付件数」参照



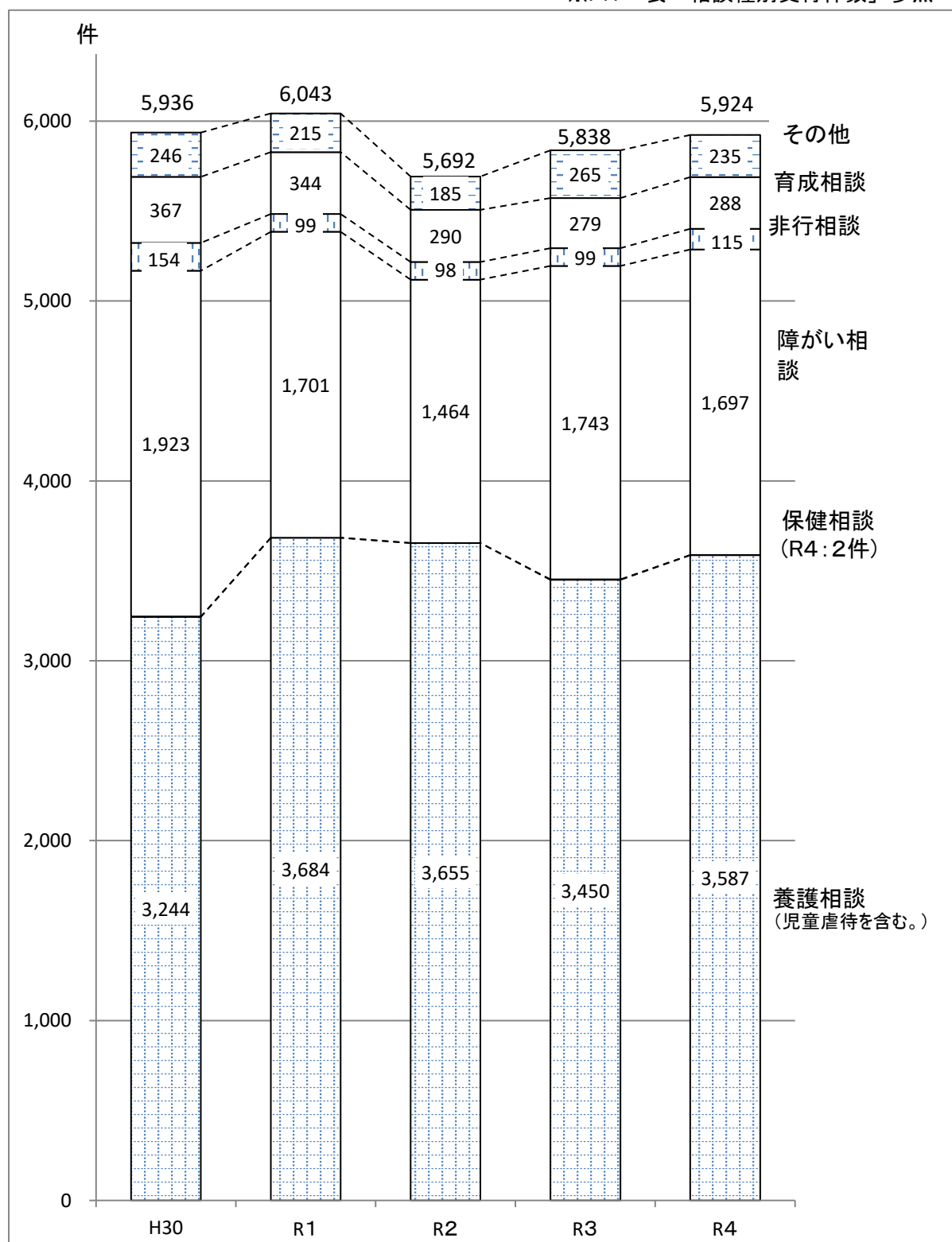
イ 相談種別受付件数

近年の児童虐待相談（不適切な養育相談を含む。）の急増を受け、児童虐待を含む養護相談が徐々に増加し、相談受付件数の6割を超えている。

一方、障がい相談は、市町村等各地域の障がい者総合支援センター等の社会資源が充実してきたこと、育成相談は、学校・教育部門の専門相談の充実や市町村段階での相談支援体制が充実してきたこと等もあり、減少傾向にある。

〔図2〕

※P17 表「相談種別受付件数」参照



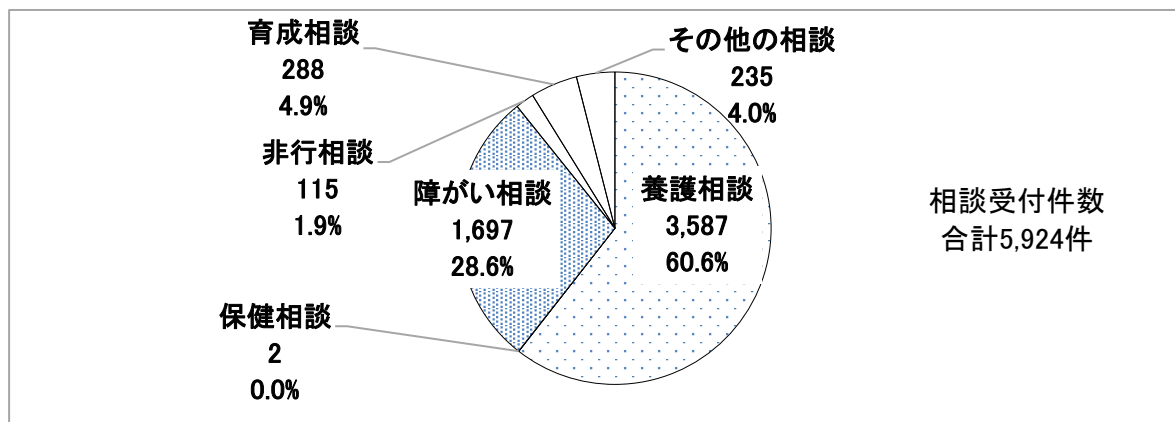
(2) 令和4年度の相談状況

ア 相談種別受付状況

児童虐待を含む養護相談が3,587件・60.6%と6割を超えている。次いで、療育手帳の判定等の障がい相談が1,697件・28.6%、育成相談が288件・4.9%となっている。

〔図3〕

※P18 表「相談種別・所別受付状況」参照

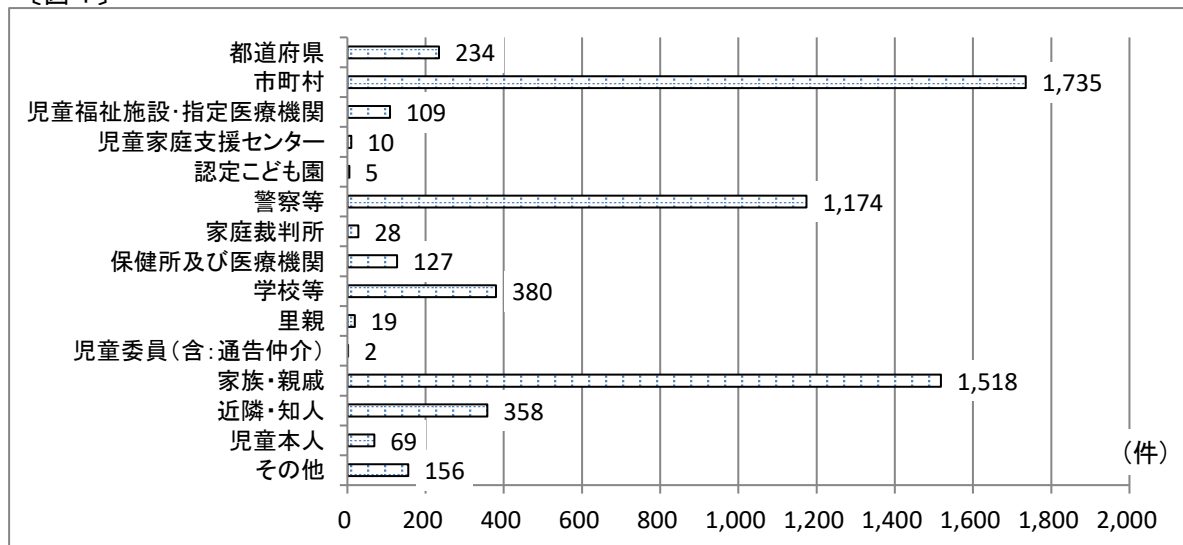


イ 経路別受付状況

家族・親戚からの相談・通告が1,518件、市町村からが1,735件、警察等からが1,174件となっている。

〔図4〕

※P18 表「経路別・所別受付状況」参照

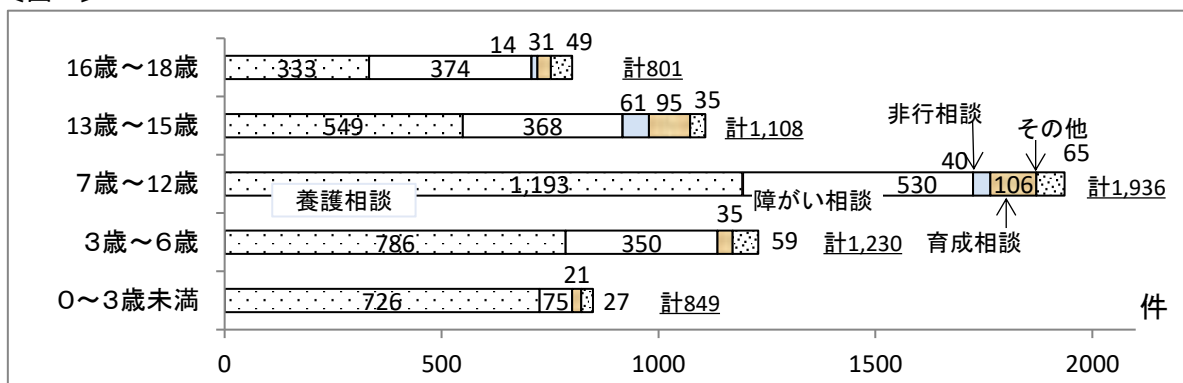


ウ 年齢別・相談種別受付状況

7歳から12歳児に関する相談が1,936件と最も多く、次いで3歳から6歳児に関する相談が1,230件となっている。

〔図5〕

※P21 表「年齢別・相談種別受付状況」参照

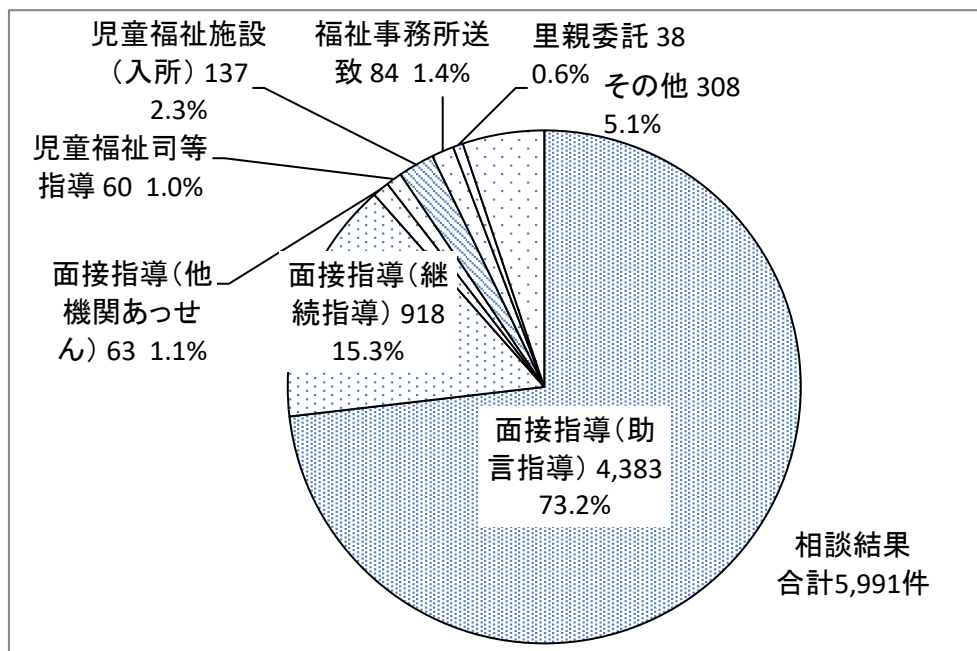


エ 相談結果の状況(対応件数)

児童福祉施設入所が2.3%、里親委託が0.6%で、家族から子どもを分離をして処遇するものは全体の2.9%に止まっている。

〔図6〕

※P22 表「所別相談結果の状況」参照



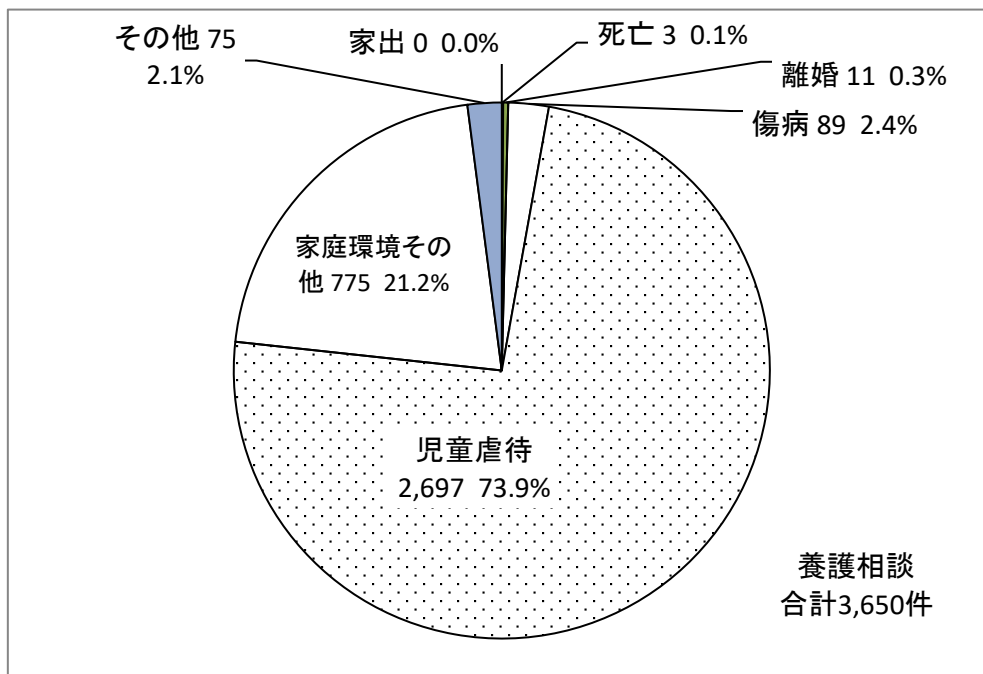
オ 養護相談の理由

養護相談対応件数3,650件のうち、児童虐待相談が2,697件で73.9%を占め、年々比率が高まってきている。

なお、児童虐待相談2,697件の相談結果は、児童福祉施設入所が80件、里親委託が13件であり、計93件(4.1%)であった。

※P23 表「養護相談の理由別相談結果」参照

〔図7〕



(3) 児童虐待相談の状況

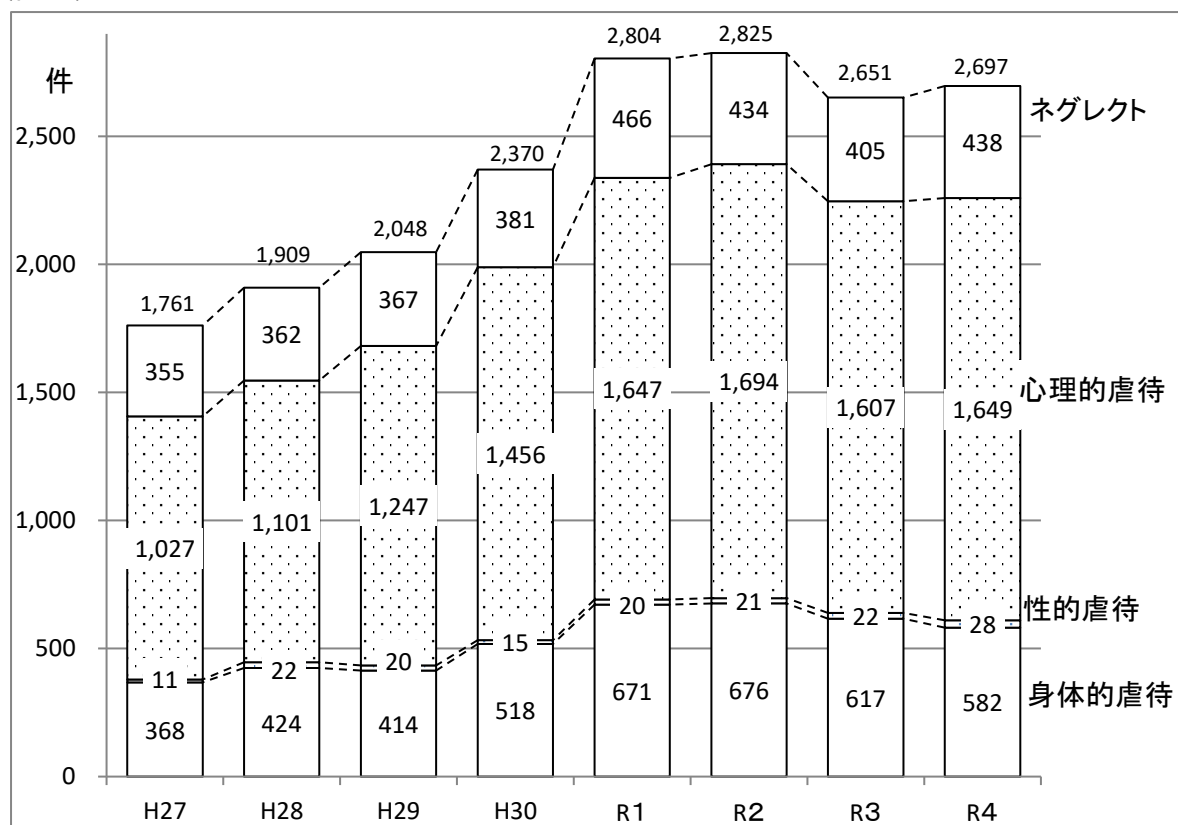
ア 虐待種類別

令和4年度の対応件数は2,697件で、前年度比46件・1.7%の増と、高止まりが続いている。児童虐待は、家族形態・家族関係の変化、家庭の経済的困窮や社会的孤立、保護者自身の育った環境や養育力不足、子育て等の負担感やストレスの積み重なりなど多様な要因が複雑に絡み合って発生することが多い。増加の要因については、全国的に発生している児童虐待死亡事案により関係機関の児童虐待通告の認識が深まり、さらに連携強化が進んだことが考えられる。

種別では、心理的虐待が1,649件で61.1%を占め、主に子どもの面前でのDVの増加（警察からの児童虐待通告等）が反映している。

〔図8〕

※P23 表「虐待種類別」参照

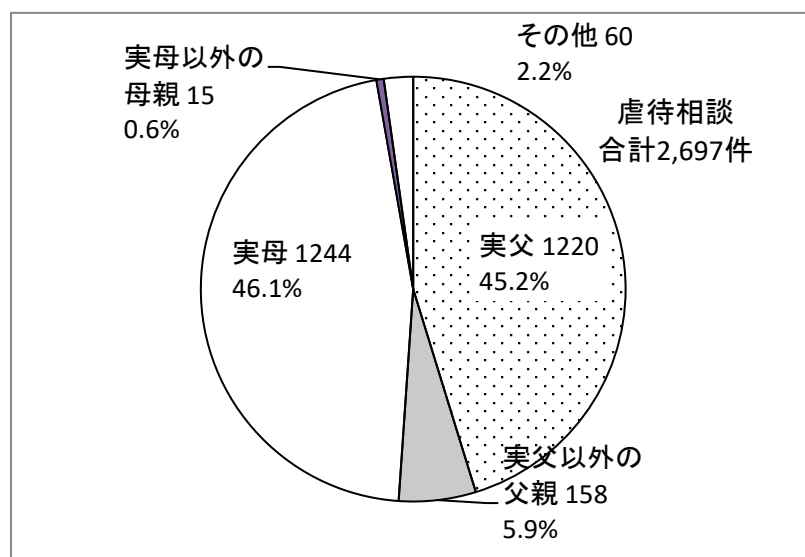


イ 主な虐待者

主な虐待者は、実母が46.1%、実母以外の母が0.6%で合わせて46.7%で、実父が45.2%、実父以外の父が5.9%で合わせて51.1%となり、父の割合が高い。

〔図9〕

※P23 表「主な虐待者」参照



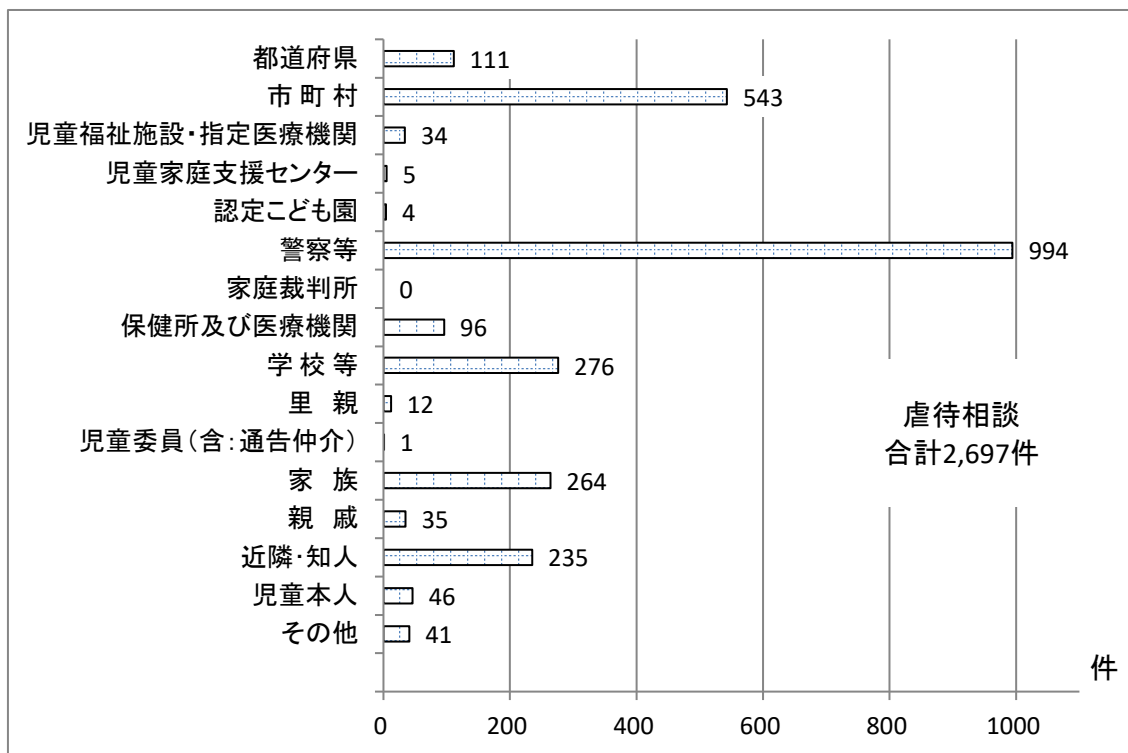
ウ 虐待経路別

児童虐待通告の経路では、警察等からが994で全体の36.9%と最も多くなっている。次いで市町村543件、学校等276件、家族235件の順である。

なお、「児童虐待・DVホットライン」経由の通告は166件あるが（P30参照）、本表では「児童虐待・DVホットライン」に通告してきた者・機関を経路として計上している。

〔図10〕

※P24 表「虐待経路別」参照

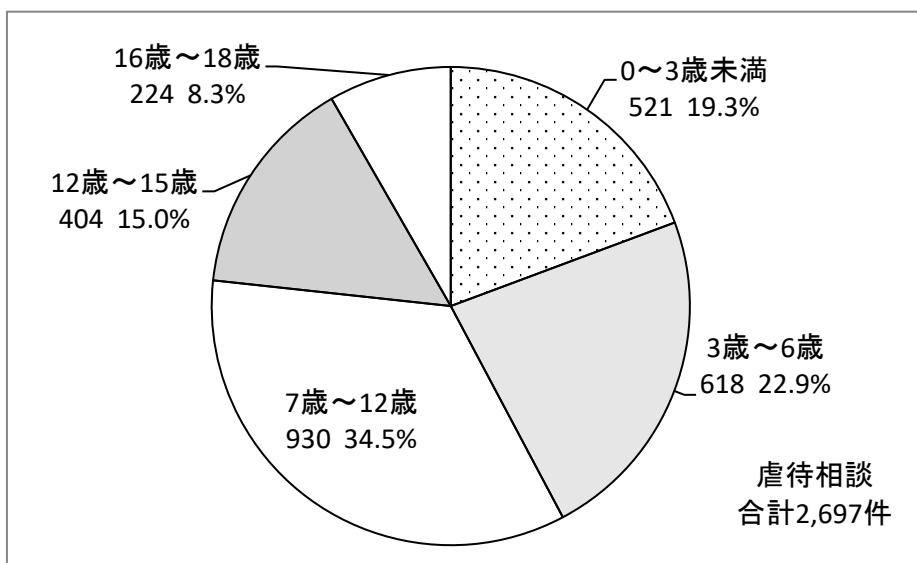


エ 被虐待児の年齢

7歳～12歳まで児童が最も多く全体の34.5%、次いで3歳～6歳までの児童が22.9%を占めている。

〔図11〕

※P25 表「被虐待児の年齢」参照

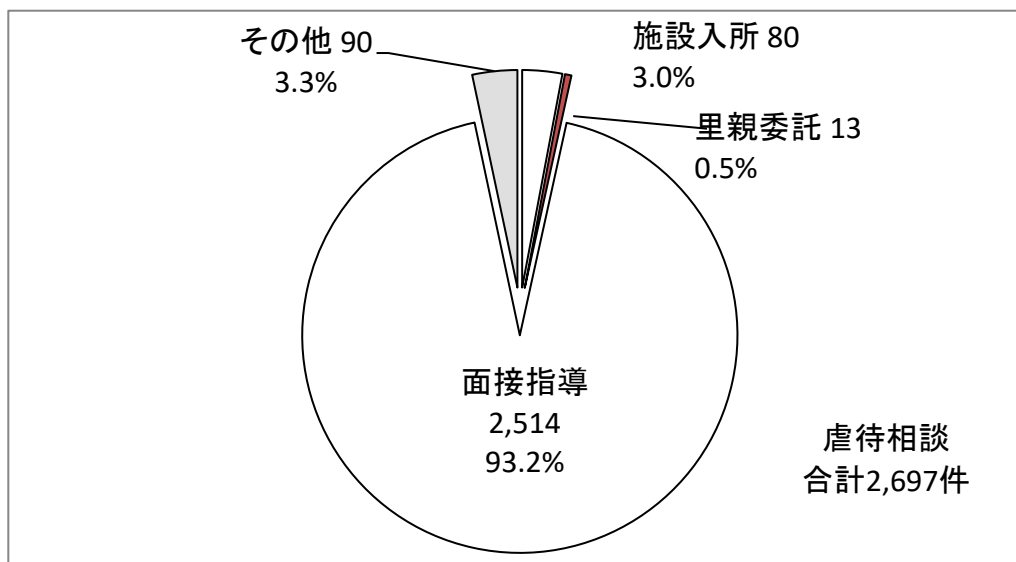


オ 相談結果の状況

面接指導及びその他を合わせて在宅での支援が96.5%を占めている。施設入所は3.0%、里親委託は0.5%となっている。

〔図12〕

※P25 表「相談結果の状況」参照



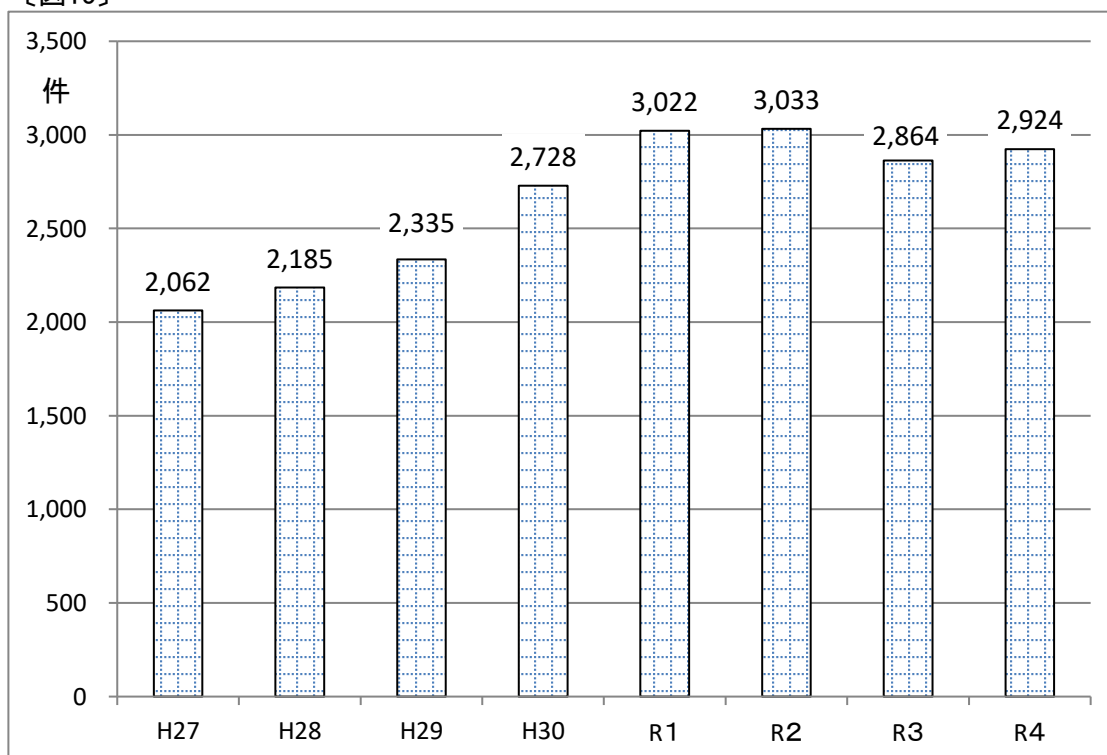
カ 児童虐待通告の状況

通告件数（調査の結果、児童虐待ではないと認定されたものも含む）は、2,924件で高止まりしている。

2,924件のうち、調査の結果、虐待と認定したものは2,655件で約90%である。

※P17表イ「相談種別受付件数」及びP25表「児童虐待通告の状況」参照

〔図13〕



2 一時保護の状況

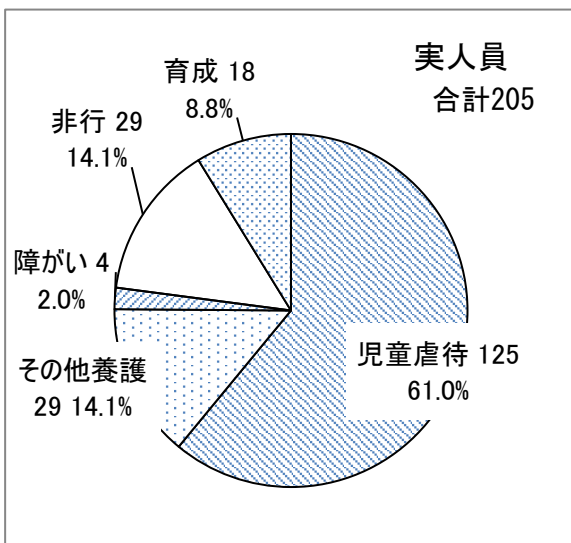
本県では、中央児相及び松本児相の2所に、定員各15人の一時保護所を設置している。常勤の専任職員である児童指導員のほか、会計年度任用職員を配置し、学習支援、心理ケア、宿直補助、栄養管理、調理等に当たっている。

(1) 目的別保護状況

一時保護所で令和4年度中に受け付けた保護児童205人のうち、125人・61.0%が児童虐待によるものであった。また、延日数についても、児童虐待によるものが4,456日と63.9%を占めた。

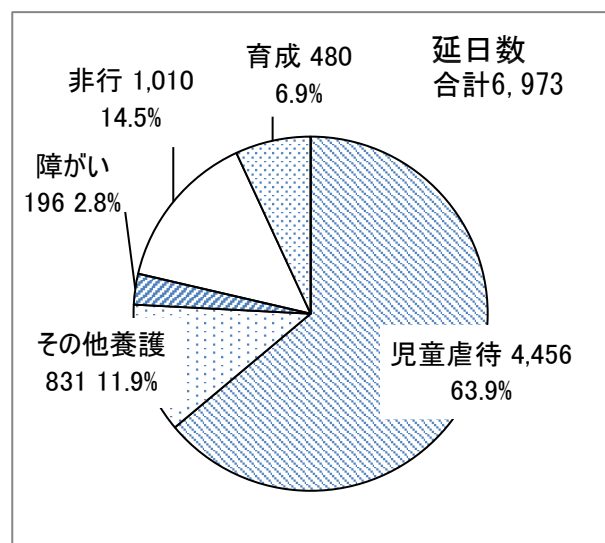
〔図14〕

※P27 表参照



〔図15〕

※P27 表参照

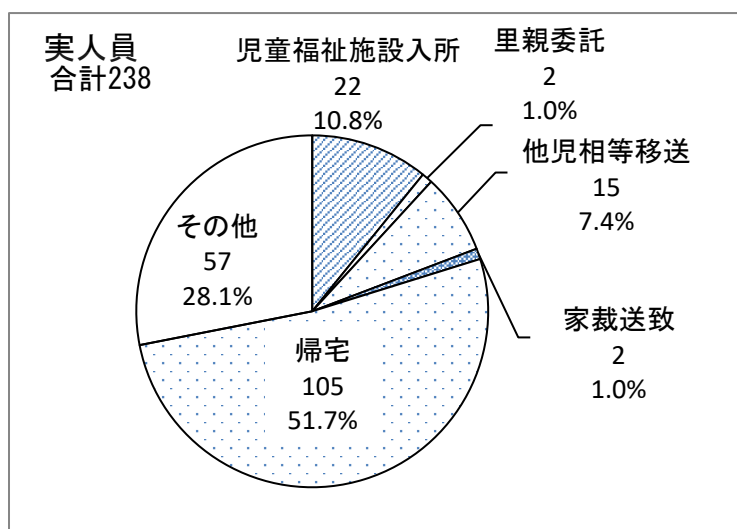


(2) 対応状況

令和4年度中に退所した保護児童203人のうち、約半数の105人・51.7%は自宅に戻った。児童福祉施設入所は22人・10.8%、里親委託は2人・1.0%であった。

〔図16〕

※P27 表参照



3 里親(ファミリーホームを含む)委託の状況

里親に関する業務を行う児童相談所では、社会的養護の必要な児童の状況を勘案し、里親養育を優先に考えて児童を委託措置している。

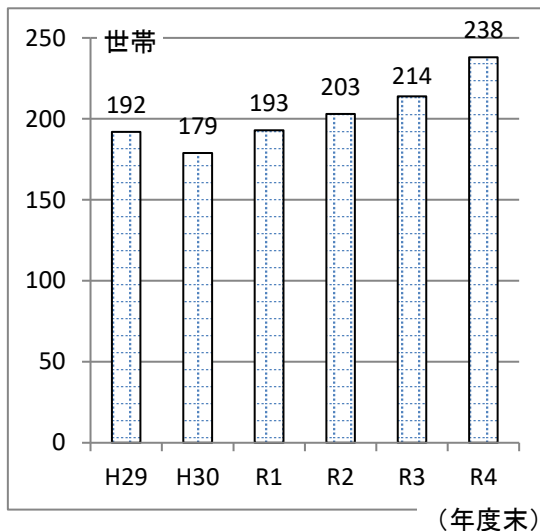
また、里親養育を一層推進するため、平成28年4月1日に児童相談所広域支援センターを開設(中央児相付置)し、里親等委託調整員を配置して普及啓発や里親の登録前研修・更新研修を実施している。また、各児童相談所は、乳児院、児童養護施設に配置されている里親支援専門相談員と連携し、主に養育技術等の助言、里親制度の普及・啓発等の支援を行っている。

(1) 年度別登録里親数及び委託児童数の推移

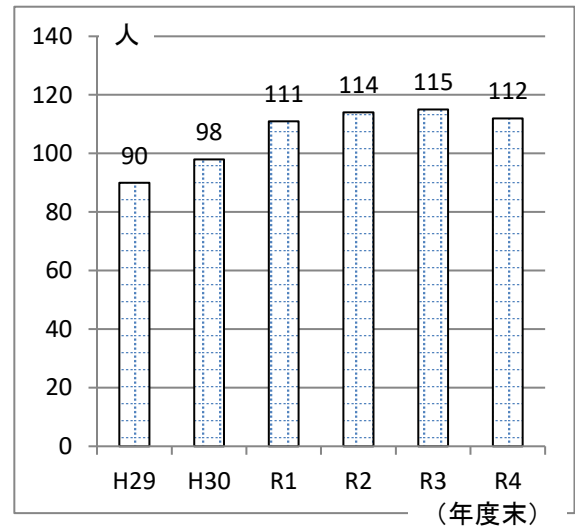
令和4年度末の里親登録数は238世帯(5か所のファミリーホームを含む。)で、この数年、増加している。

また、令和4年度末の委託児童数は112人となっている。

〔図17〕 里親登録数 ※P28 表参照



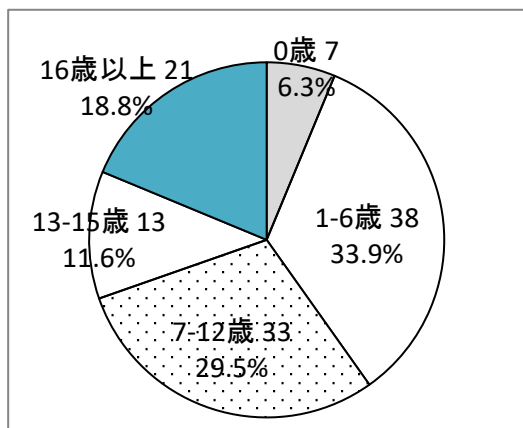
〔図18〕 委託児童数 ※P28 表参照



(2) 年齢別委託児童数

1-6歳が33.9%と最も多く、次いで7-12歳が29.5%となっている。

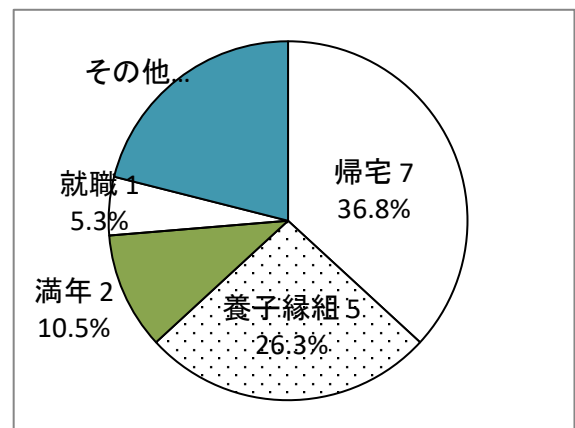
〔図19〕 ※P28 表参照



(3) 委託解除となった児童数

令和4年度中に委託解除となった19人の事由は、帰宅7人、養子縁組5人、就職1人等である。

〔図20〕 ※P28 表参照

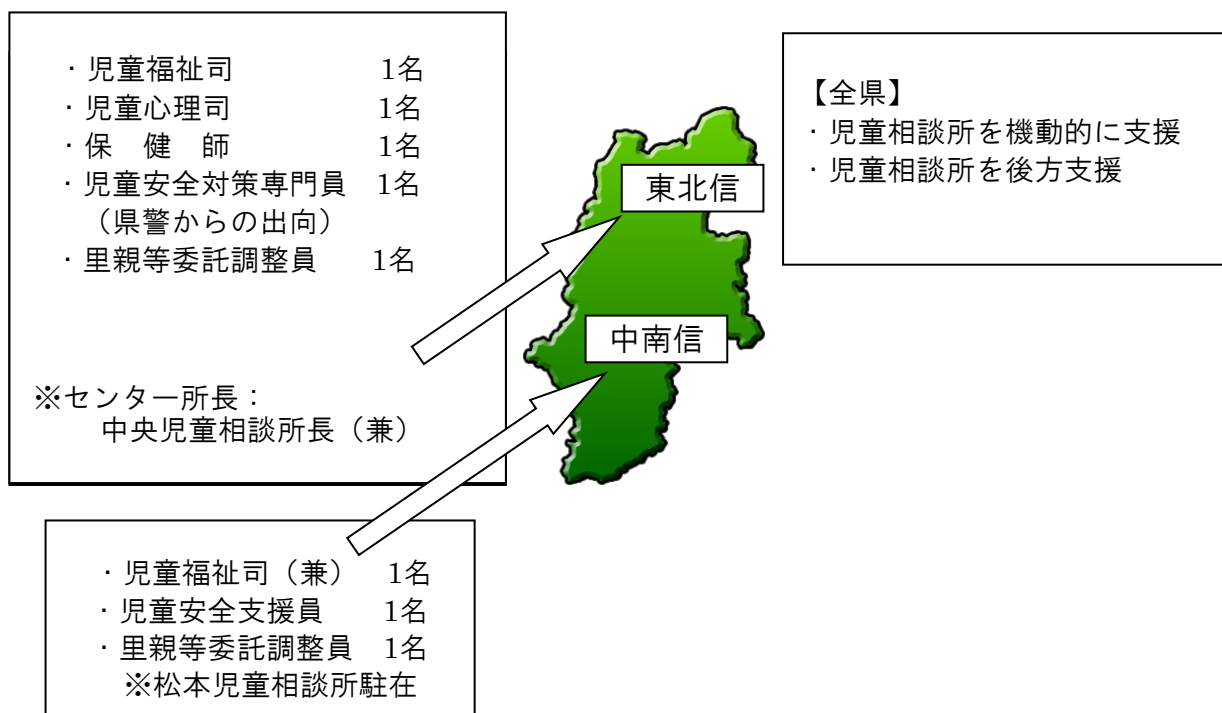


4 児童相談所広域支援センターの状況

児童虐待相談が増加する中において、児童相談所が虐待相談対応等に集中できるようにするとともに、社会的養護の分野における課題である家庭的養護を推進するため、児童相談所の特殊困難な事例対応・専門業務等を支援・集約する「児童相談所広域支援センター」を平成28年度に開設した。

現在は、児童福祉司1名、児童心理司1名、保健師1名、児童安全対策専門員(警察出向職員)1名と、児童の緊急一時保護・非行など困難事例への対応や里親の普及啓発業務にあたる会計年度任用職員3名を配置し、専門性の高い機動支援に努めている。

(1) 広域支援センターの組織・支援



(2) 機動支援(特殊困難事例、専門業務など)

- ・被害事実確認面接、医療受診への同行等
- ・児童安全対策専門員受理延件数:327件(R4年度)
(保護者面接・児童面接への同席、初期調査・家庭訪問等への同行、警察関係者等との連絡調整等、研修講師・会議等)
- ・契約弁護士による法務相談受理件数(法的助言):115件(R4年度)

(3) 後方支援(人材育成など)

- ・児童福祉司任用後研修:5回(R4年度)、新任職員への支援・研修等を実施
- ・本課主催の法定研修等における講師対応等を実施
市町村要保護児童対策地域協議会調整担当者研修(5回(全県リモート方式))

統計資料

1 相談業務の概況

(1) 過去5か年の相談状況

ア 相談受付件数

※P7 図1参照

区分		年度	H30	R1	R2	R3	R4
全県	件数		5,936	6,043	5,692	5,838	5,924
	児童人口(18歳未満)		315,588	309,209	300,849	294,409	288,484
	1000人当たり件数		18.81	19.54	18.92	19.83	20.53
	1000人当たり指数		100.0	103.9	117.4	105.4	109.1
中央	件数		2,299	2,233	2,111	2,063	2,196
	児童人口(18歳未満)		118,540	116,051	111,373	108,967	106,561
	1000人当たり件数		19.39	19.24	18.95	18.93	20.61
松本	件数		1,395	1,367	1,361	1,375	1,538
	児童人口(18歳未満)		76,752	75,279	74,363	72,726	71,142
	1000人当たり件数		18.18	18.16	18.30	18.91	21.62
飯田	件数		660	669	606	675	539
	児童人口(18歳未満)		34,071	33,242	32,349	31,628	31,018
	1000人当たり件数		19.37	20.13	18.73	21.34	17.38
諏訪	件数		923	942	819	931	906
	児童人口(18歳未満)		50,368	49,304	48,069	46,767	45,666
	1000人当たり件数		18.33	19.11	17.04	19.91	19.84
佐久	件数		659	832	795	794	745
	児童人口(18歳未満)		35,775	35,208	34,693	34,298	34,036
	1000人当たり件数		18.42	23.63	22.92	23.15	21.89

(注) 児童数は、各年度10月1日現在「長野県の市町村別・年齢各歳別人口(毎月人口異動調査)」による。
(推計値のため、各児童相談所分を合計しても全県の児童人口と一致しない。)

イ 相談種別受付件数

※P8 図2参照

区分		年度	H30	R1	R2	R3	R4
養護 相談	児童虐待		2,302	2,718	2,760	2,598	2,655
	その他		942	966	895	852	932
	小計		3,244	3,684	3,655	3,450	3,587
保健相談			2	0	0	2	2
障がい 相談	肢体不自由		48	16	15	41	20
	視聴覚障がい		0	0	0	1	1
	言語発達障がい等		119	26	5	1	3
	重症心身障がい		112	41	44	130	32
	知的障がい		1,513	1,481	1,303	1,452	1,519
	発達障がい		131	137	97	118	122
	小計		1,923	1,701	1,464	1,743	1,697
非行 相談	ぐ犯等		121	68	66	64	95
	触法行為等		33	31	32	35	20
	小計		154	99	98	99	115
育成 相談	性格行動		215	229	227	202	211
	不登校		26	13	20	25	21
	適性		6	14	15	16	12
	育児・しつけ		120	88	28	36	44
	小計		367	344	290	279	288
その他の相談			246	215	185	265	235
計			5,936	6,043	5,692	5,838	5,924

(注) 相談種別未決のものがある場合は、相談受付件数計と一致しない。

(2) 令和4年度の相談状況

ア 相談種別・所別受付状況

※P9 図3参照

区分	所 別	件数	構成比 (%)	所 別				
				中央	松本	飯田	諏訪	佐久
養護相談	児童虐待	2,655	44.8	1,055	606	232	378	384
	その他	932	15.7	302	303	91	125	111
	小計	3,587	60.6	1,357	909	323	503	495
保健相談		2	0.0	0	1	1	0	0
障がい相談	肢体不自由	20	0.3	10	5	3	2	0
	視聴覚障がい	1	0.0	0	1	0	0	0
	言語発達障がい等	3	0.1	0	2	1	0	0
	重症心身障がい	32	0.5	12	10	0	10	0
	知的障がい	1,519	25.6	572	366	151	257	173
	発達障がい	122	2.1	42	55	7	9	9
小計	1,697	28.6	636	439	162	278	182	
非行相談	ぐ犯等	95	1.6	21	40	7	22	5
	触法行為等	20	0.3	5	7	0	2	6
	小計	115	1.9	26	47	7	24	11
育成相談	性格行動	211	3.6	66	42	19	57	27
	不登校	21	0.4	4	9	4	1	3
	適性	12	0.2	11	0	0	0	1
	育児・しつけ	44	0.7	11	5	19	8	1
	小計	288	4.9	92	56	42	66	32
その他の相談		235	4.0	85	86	4	35	25
計		5,924	100.0	2,196	1,538	539	906	745

イ 経路別・所別受付状況

※P9 図4参照

区分	所 別	件数	構成比 (%)	所 別				
				中央	松本	飯田	諏訪	佐久
都道府県	児童相談所	200	3.4	50	71	24	36	19
	福祉事務所	8	0.1	2	2	0	2	2
	その他	26	0.4	14	3	2	2	5
市町村	福祉事務所	1,095	18.5	462	312	76	131	114
	児童委員	3	0.1	0	1	0	2	0
	保健センター	23	0.4	11	2	8	0	2
	その他	614	10.4	98	111	104	174	127
児童福祉施設・指定医療機関	保育所	18	0.3	15	2	1	0	0
	児童福祉施設	88	1.5	31	20	11	17	9
	指定医療機関	3	0.1	1	0	0	2	0
児童家庭支援センター		10	0.2	2	2	2	2	2
認定こども園		5	0.1	5	0	0	0	0
警察等		1,174	19.8	407	312	96	191	168
家庭裁判所		28	0.5	8	15	0	3	2
保健所及び医療機関	保健所	4	0.1	3	0	1	0	0
	医療機関	123	2.1	59	32	10	10	12
学校等	幼稚園	7	0.1	5	1	0	0	1
	学校	363	6.1	182	63	35	29	54
	教育委員会等	10	0.2	9	1	0	0	0
里親		19	0.3	6	6	1	2	4
児童委員(通告の仲介を含む)		2	0.0	1	1	0	0	0
家族・親戚		1,518	25.6	587	428	129	233	141
近隣・知人		358	6.0	142	100	19	44	53
児童本人		69	1.2	28	15	2	5	19
その他		156	2.6	68	38	18	21	11
計		5,924	100.0	2,196	1,538	539	906	745
(再掲)	措置変更	28	0.5	11	11	0	4	2
	期間延長	33	0.6	7	10	4	6	6
	巡回相談	351	5.9	175	13	74	82	7
	電話相談	152	2.6	57	41	5	35	14

ウ 市町村別相談受付件数

市町村名	総人口(人)	児童人口 (18歳未満)	児童 割合	養護 相談	保健 相談	障がい 相談	非行 相談	育成 相談	その 他	計
長野県計	2,020,870	288,484	14.3	3,587	2	1,697	115	288	235	5,924
中央	長野市	367,902	50,873	13.8	712		313	61	49	1,141
	上田市	152,188	21,766	14.3	201		139	10	13	370
	須坂市	49,068	7,159	14.6	62		30	7	2	104
	中野市	41,369	5,961	14.4	83		30	1	3	118
	飯山市	18,939	2,415	12.8	41		7	2		51
	千曲市	58,209	8,369	14.4	93		69	5	7	176
	長和町	5,458	618	11.3	11		1			12
	青木村	4,013	581	14.5	3		3	1	1	8
	坂城町	13,530	1,781	13.2	35		11	5	1	53
	小布施町	10,641	1,703	16.0	6		4		1	11
	高山村	6,395	816	12.8	9		8	1	3	21
	山ノ内町	10,847	1,161	10.7	8		7	1	1	17
	木島平村	4,231	558	13.2	5		3			8
	野沢温泉村	3,117	410	13.2			1			1
	信濃町	7,484	789	10.5	10		2			12
	飯綱町	9,997	1,250	12.5	33		5			38
	小川村	2,163	231	10.7	1					1
	栄村	1,551	120	7.7	5					5
	管外(県内)				17		2			19
	管外(県外)				19		1	1	2	23
不明				3				2	7	
小計	767,102	106,561	13.9	1,357	0	636	26	92	85	2,196
松本	松本市	239,460	35,484	14.8	408	1	192	31	40	691
	大町市	25,277	2,909	11.5	48		28	2	1	82
	塩尻市	66,678	9,813	14.7	150		51	7	32	248
	安曇野市	93,542	13,617	14.6	181		103	9	8	308
	上松町	3,944	410	10.4	3		3			6
	南木曾町	3,789	485	12.8	2		5	1		8
	木曾町	10,181	1,076	10.6	8		4	2	2	16
	木祖村	2,554	319	12.5	0					0
	王滝村	685	45	6.6	0			2		2
	大桑村	3,280	360	11.0	6			2		8
	麻績村	2,456	272	11.1	4		6			10
	生坂村	1,626	213	13.1	7					7
	山形村	8,281	1,331	16.1	14		10	1		25
	朝日村	4,129	595	14.4	12		1			13
	筑北村	4,017	395	9.8	15		1	1		17
	池田町	9,064	1,079	11.9	18		11	1		30
	松川村	9,529	1,283	13.5	12		7	2	1	22
	白馬村	8,364	1,137	13.6	3		8	1		12
	小谷村	2,553	319	12.5	1		4			5
	管外(県内)				7		3		1	11
管外(県外)				10		2	1	2	17	
不明									0	
小計	499,409	71,142	14.2	909	1	439	47	56	86	1,538

総人口・児童人口は、「長野県の市町村別・年齢各歳別人口(毎月人口異動調査)」(R4.10.1現在・県統計室)による。

市町村名		総人口(人)	児童人口 (18歳未満)	児童 割合	養護 相談	保健 相談	障がい 相談	非行 相談	育成 相談	その 他	計
飯田	飯田市	95,934	14,524	15.1	168	1	89	4	19	2	283
	駒ヶ根市	31,783	4,621	14.5	41		20		1		62
	飯島町	8,788	1,183	13.5	7		9		1		17
	中川村	4,537	704	15.5			4				4
	宮田村	8,478	1,422	16.8	15		7	1	1		24
	松川町	12,320	1,834	14.9	29		8	1	2		40
	高森町	12,750	2,168	17.0	17		10		6	1	34
	阿南町	4,125	465	11.3	1		2		1	1	5
	阿智村	5,880	926	15.7	13		1		1		15
	平谷村	381	54	14.2					1		1
	根羽村	845	84	9.9	1						1
	下條村	3,438	553	16.1	1		1		1		3
	売木村	519	66	12.7	2						2
	天龍村	1,106	84	7.6							0
	泰阜村	1,480	222	15.0					1		1
	喬木村	5,749	915	15.9	3		3		3		9
	豊丘村	6,307	1,073	17.0	10		8				18
	大鹿村	969	120	12.4					3		3
	管外(県内)				8						8
	管外(県外)				7			1			8
不明								1		1	
小計	205,389	31,018	15.1	323	1	162	7	42	4	539	
諏訪	岡谷市	48,283	7,005	14.5	71	0	36	3	17	6	133
	諏訪市	48,695	7,359	15.1	83	0	38	2	8	5	136
	伊那市	66,641	10,512	15.8	86	0	62	7	6	6	167
	茅野市	55,531	8,841	15.9	66	0	58	3	15	14	156
	下諏訪町	19,224	2,651	13.8	23	0	12	1	0	2	38
	富士見町	13,943	2,044	14.7	21	0	9	3	4	0	37
	原村	7,689	1,203	15.6	24	0	8	0	2	0	34
	辰野町	18,878	2,645	14.0	16	0	7	2	1	0	26
	箕輪町	25,132	4,112	16.4	52	0	24	3	3	1	83
	南箕輪村	15,518	2,932	18.9	26	0	18	0	7	0	51
	管外(県内)				9	0	4	0	0	0	13
	管外(県外)				24	0	2	0	1	1	28
	不明				2	0	0	0	2	0	4
小計	319,534	49,304	15.4	503	0	278	24	66	35	906	
佐久	小諸市	40,683	5,705	14.0	111	0	26	3	3	3	146
	佐久市	97,844	15,016	15.3	182	0	82	5	17	12	298
	東御市	29,674	4,346	14.6	65	0	27	0	7	0	99
	小海町	4,227	455	10.8	18	0	0	1	0	1	20
	佐久穂町	9,979	1,293	13.0	18	0	10	1	0	1	30
	川上村	4,512	517	11.5	7	0	0	0	0	0	7
	南牧村	3,302	397	12.0	10	0	3	0	0	2	15
	南相木村	932	122	13.1	0	0	0	0	0	1	1
	北相木村	705	104	14.8	3	0	1	0	0	2	6
	軽井沢町	19,684	2,835	14.4	31	0	9	0	2	0	42
	御代田町	15,919	2,461	15.5	27	0	17	0	1	0	45
	立科町	6,418	785	12.2	10	0	4	1	1	1	17
	管外(県内)				8	0	0	0	0	0	8
	管外(県外)				4	0	3	0	1	0	8
	不明				1	0	0	0	0	2	3
小計	233,879	34,036	14.6	495	0	182	11	32	25	745	

総人口・児童人口は、「長野県の市町村別・年齢各歳別人口(毎月人口異動調査)」(R4.10.1現在・県統計室)による。

エ 年齢別・相談種別受付状況

※P9 図5参照

区分 年齢	養護		保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 が い	言 語 発 達 障 が い 等	重 症 心 身 障 が い	知 的 障 が い	発 達 障 が い	ぐ 犯 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け	そ の 他	計
	児 童 虐 待	そ の 他															
0歳	170	118													1	7	296
1	155	48		1			2	8				1			2	12	229
2	185	50					1	62	1			1		1	15	8	324
3	148	47						66	1					1	11	15	289
4	161	38		2			3	94	5			2		3	4	15	327
5	155	43		1			2	64	6			2			5	15	293
6	143	51					8	91	7			3		2	2	14	321
7	159	36		3		1		50	9	1	1	7	1	1	2	12	283
8	153	47	1	1		1	2	73	14	2		5	2	1	1	12	315
9	148	47		1				64	7	3	1	15	2	1	1	7	297
10	164	34	1	2			1	75	14	5	1	14		1		13	325
11	157	53		2			2	88	14	10	2	23	3			11	365
12	143	52		2				91	13	12	2	23	3			10	351
13	162	48						97	11	15	2	30	1			13	379
14	119	44		2		1		133	5	23	3	30	6	1		8	375
15	113	63		1				113	5	13	5	26	1			14	354
16	120	46					4	98	5	7		17	1			6	304
17	94	45		2	1			179	3	4	3	11	1			3	346
18 以上	6	22					7	73	2			1				40	151
計	2,655	932	2	20	1	3	32	1,519	122	95	20	211	21	12	44	235	5,924
構成比 (%)	44.8	15.7	0.0	0.3	0.0	0.1	0.5	25.6	2.1	1.6	0.3	3.6	0.4	0.2	0.7	4.0	100.0

オー1 所別相談結果の状況

※P10 図6参照

区分 所別	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	市町村指導委託	福祉事務所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定発達障がい医療機関委託	里親委託	(法第27条第4項) 家族送致	障害児入所施設等への利用契約	その他	計	施設入所待機(再掲)	未処理
	助言指導	継続指導	他機関あつせん							入所	法第27条第3項 家族送致(再掲)	通所								
件数	4,383	918	63	60	0	10	0	84	7	137	0	3	0	38	1	0	287	5,991	0	0
構成比(%)	73.2	15.3	1.1	1.0	0.0	0.2	0.0	1.4	0.1	2.3	0.0	0.1	0.0	0.6	0.0	0.0	4.8	100.0	0.0	-
所別	中央	1,689	313	22	27	0	3	0	13	0	39	0	0	9	1	0	99	2,215		
	松本	1,179	179	14	10	0	2	0	28	7	36	0	3	12	0	0	76	1,546		
	飯田	387	105	6	4	0	2	0	1	0	19	0	0	2	0	0	28	554		
	諏訪	582	190	11	14	0	2	0	27	0	26	0	0	8	0	0	55	915		
	佐久	546	131	10	5	0	1	0	15	0	17	0	0	7	0	0	29	761		

(注)相談結果が複数に該当するものがあるため、相談受付件数計と一致しない。

オー2 相談種別相談結果の状況

区分 種別	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	市町村指導委託	福祉事務所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定発達障がい医療機関委託	里親委託	(法第27条第4項) 家族送致	障害児入所施設等への利用契約	その他	計	施設入所待機(再掲)	未処理	
	助言指導	継続指導	他機関あつせん							入所	法第27条第3項 家族送致(再掲)	通所									
養護	児童虐待	1,874	605	35	56	0	4	0	7	80	0	0	0	13		0	23	2,697			
	その他	663	182	14	1	0	3	0	0	42	0	0	0	23		0	25	953			
保健		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	2			
障がい	肢体不自由	15	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		0	4	20			
	視聴覚障がい	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		0	0	1			
	言語発達障がい	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	3			
	重症心身障がい	22	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		0	8	32			
	知的障がい	1,270	1	0	0	0	0	0	80	0	0	0	0	0		0	168	1,519			
	発達障がい	99	19	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0		0	0	121			
非行	ぐ犯行為等	49	39	1	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	96			
	触法行為等	9	6	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	2	20			
育成	性格行動	148	45	2	0	0	2	0	0	9	0	1	0	2		0	3	212			
	不登校	18	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0		0	0	21			
	適性	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	12			
	育児しつけ	24	17	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	44			
その他		175	1	7	0	0	0	1	0	0	0	0	0		0	54	238				
計		4,383	918	63	60	0	10	0	84	7	137	0	3	0	38	1	0	287	5,991	0	0

(注)「重症心身障がい」及び「知的障がい」の処理件数の「その他」は、関係機関への情報提供など。

相談結果が複数に該当するものがあるため、相談受付件数計と一致しない。

カ 養護相談の理由別相談結果

※P10 図7参照

理由別 相談結果	家出 (含:失踪)	死亡	離婚	傷病 (含:入院)	家庭環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所	0	0	0	7	80	35	0	122
里親委託	0	0	0	0	13	17	6	36
面接指導	0	1	11	80	2,514	706	61	3,373
その他(注)	0	2	0	2	90	17	8	119
計	0	3	11	89	2,697	775	75	3,650

(注)相談結果の「その他」には、児童福祉司指導、施設入所期間延長等が含まれる。

(3) 児童虐待相談の状況

ア 虐待種類別

※P11 図8参照

区分		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
H30		518	15	1,456	381	2,370
R 1		671	20	1,647	466	2,804
R 2		676	21	1,694	434	2,825
R 3		617	22	1,607	405	2,651
R 4		582	28	1,649	438	2,697
構成比 (%)		21.6	1.0	61.1	16.2	100.0
内訳	中央	214	5	652	197	1,068
	松本	136	9	389	83	617
	飯田	74	0	143	22	239
	諏訪	88	5	229	61	383
	佐久	70	9	236	75	390

イ 主な虐待者

※P11 図9参照

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
中央	464	59	531	8	6	1,068
松本	294	39	265	5	14	617
飯田	125	15	83	0	16	239
諏訪	167	24	177	2	13	383
佐久	170	21	188	0	11	390
相談件数計	1,220	158	1,244	15	60	2,697
構成比 (%)	45.2	5.9	46.1	0.6	2.2	100.0

ウ 虐待経路別

※P12 図10参照

区 分		中 央	松 本	飯 田	諏 訪	佐 久	計	
都道府県	児童相談所	21	30	7	20	13	91	
	福祉事務所	0	1	0	1	1	3	
	保健センター	0	0	0	0	0	0	
	その他	10	0	2	1	4	17	
市町村	福祉事務所	123	60	20	14	15	232	
	児童委員	0	0	0	0	0	0	
	保健センター	4	0	0	0	0	4	
	その他（注）	54	46	55	84	68	307	
児童福祉施設 ・指定医療機関	保育所	13	0	0	0	0	13	
	児童福祉施設	6	9	2	4	0	21	
	指定医療機関	0	0	0	0	0	0	
児童家庭支援センター		0	2	0	1	2	5	
認定こども園		4	0	0	0	0	4	
警 察 等		348	257	91	153	145	994	
家 庭 裁 判 所		0	0	0	0	0	0	
保健所及び 医療機関	保 健 所	3	0	0	0	0	3	
	医 療 機 関	62	19	0	5	7	93	
学 校 等	幼 稚 園	4	0	0	0	1	5	
	学 校	141	47	25	18	40	271	
	教育委員会等	0	0	0	0	0	0	
里 親		5	3	0	1	3	12	
児童委員（通告の仲介を含む。）		1	0	0	0	0	1	
家 族	虐待者 本 人	父 親	9	4	1	7	0	21
		母 親	57	21	6	12	14	110
		その他	1	0	0	0	0	1
	虐待者 以 外	父 親	20	3	2	5	8	38
		母 親	24	18	7	8	1	58
		その他	9	12	4	4	7	36
親 戚		15	6	2	8	4	35	
近 隣 ・ 知 人		102	55	10	28	40	235	
児 童 本 人		16	10	2	3	15	46	
そ の 他		16	14	3	6	2	41	
計		1,068	617	239	383	390	2,697	

(注)市町村教育委員会・児童相談担当課など要保護児童対策地域協議会調整機関からの相談

エ 被虐待児の年齢

※P12 図11参照

区 分	0歳～ 3歳未満	3歳～6歳	7歳～12歳	12歳～15歳	16歳～18歳	計
中 央	233	239	346	159	91	1,068
松 本	121	146	225	84	41	617
飯 田	32	46	105	33	23	239
諏 訪	67	103	111	71	31	383
佐 久	68	84	143	57	38	390
相談件数計	521	618	930	404	224	2,697
構成比 (%)	19.3	22.9	34.5	15.0	8.3	100.0

オ 相談結果の状況

※P13 図12参照

区 分	施設入所	里親委託	面接指導	その他(注)	計
中 央	23	3	1,007	35	1,068
松 本	21	4	570	22	617
飯 田	10	1	219	9	239
諏 訪	15	2	350	16	383
佐 久	11	3	368	8	390
相談件数計	80	13	2,514	90	2,697
構成比 (%)	3.0	0.5	93.2	3.3	100.0

(注) 「その他」:児童福祉司指導等

カ 児童虐待通告の状況

※P13 図13参照

区 分	中央	松本	飯田	諏訪	佐久	計
H30	1,077	689	287	408	267	2,728
R 1	1,170	651	295	476	430	3,022
R 2	1,172	694	305	433	429	3,033
R 3	1,070	590	325	480	399	2,864
R 4	1,165	684	258	400	417	2,924

(4) 児童福祉施設の在所・入退所の状況

区分		施設別		乳 児 院	児 童 養 護 施 設	支 児 援 童 施 自 設 立	治 児 療 童 施 心 設 理	入 福 祉 所 型 障 害 児 施 設	入 医 療 所 型 障 害 児 施 設	計	
		施設別									
施設数	県内	4	14			1	1	1	5	26	
	県外									0	
入退所 児童数	入所	27	96			7	5	1	1	137	
	退所	23	55			9	5	2	0	94	
移管		2	2							4	
年度末在籍児童数		32	426			9	13	12	10	502	
構成比(%)		6.4	84.9			1.8	2.6	2.4	2.0	100.0	
所 別 内 訳	入所 児童数	中央	9	24		2	4			39	
		松本	8	24		3			1	36	
		飯田	4	14		1				19	
		諏訪	5	18		1	1	1		26	
		佐久	1	16						17	
	退所 児童数	中央	11	19		2	1			33	
		松本	8	11		3	4	2		28	
		飯田	1	3		1				5	
		諏訪	2	13		3				18	
		佐久	1	9						10	
	移管 純増減	中央	2	1							3
		松本		1							1
		飯田									0
		諏訪		△1							△1
		佐久	△2	△1							△3
	年度末 在籍 数	中央	9	157			2	4	4	5	181
		松本	10	100			4	5	4	2	125
		飯田	5	48			1	0	1	1	56
		諏訪	7	81			1	3	1	1	94
		佐久	1	40			1	1	2	1	46

(5) 措置解除の状況

区分	相談種類	養 護		障がい	非 行	育 成	保健・ その他	計
		児童虐待	その他					
家庭復帰		38	12	0	1	4	0	55
社会的自立		8	9	0	0	0	0	17
その他		33	26	0	4	2	0	65
計		79	47	0	5	6	0	137
構成比(%)		57.7	34.3	0.0	3.6	4.4	0.0	100.0
所 別	中央	29	15	0	0	3	0	47
	松本	19	20	0	2	1	0	42
	飯田	1	3	0	1	1	0	6
	諏訪	19	4	0	1	0	0	24
	佐久	11	5	0	1	1	0	18

2 一時保護の状況

(1) 相談種別保護状況(所内保護分)

※P14 図14,15参照

所別 区分	実人員(令和4年度中の受付)							延日数(令和4年度中の退所児童に係る延日数※1)						
	中央	松本	飯田	諏訪	佐久	計	%	中央	松本	飯田	諏訪	佐久	計	%
養護 (児童虐待)	52	40	10	11	12	125	61.0	1,815	1,150	397	593	501	4,456	63.9
養護 (その他)	23	4	0	0	2	29	14.1	647	105	0	0	79	831	11.9
障がい	0	4	0	0	0	4	2.0	0	196	0	0	0	196	2.8
非行 (ぐ犯等)	10	14	1	4	0	29	14.1	174	279	90	467	0	1,010	14.5
育成 (性格行動)	5	8	1	3	1	18	8.8	186	196	0	42	56	480	6.9
その他	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0
計	90	70	12	18	15	205	100.0	2,822	1,926	487	1,102	636	6,973	100.0

※1 延日数:令和4年度中に退所した児童について、入所した日から退所するまでに要した延日数

(2) 対応状況(所内保護分)

※P14 図16参照

所別 区分	実人員(令和4年度中の退所)							延日数(令和4年度中の退所児童に係る延日数※1)						
	中央	松本	飯田	諏訪	佐久	計	%	中央	松本	飯田	諏訪	佐久	計	%
児童福祉施設 入所	9	6	2	3	2	22	10.8	724	188	229	239	60	1,440	20.7
里親委託	0	0	0	1	1	2	1.0	0	0	0	10	28	38	0.5
他児童相談所・ 機関へ移送	8	0	4	2	1	15	7.4	190	0	99	2	19	310	4.4
家庭裁判所 送致	1	0	0	1	0	2	1.0	49	0	0	359	0	408	5.9
帰宅	46	44	3	10	2	105	51.7	1,512	1,133	119	437	108	3,309	47.5
その他※2	24	17	3	3	10	57	28.1	347	605	40	55	421	1,468	21.1
計	88	67	12	20	16	203	100.0	2,822	1,926	487	1,102	636	6,973	100.0

※1 延日数:令和4年度中に退所した児童について、入所した日から退所するまでに要した延日数

※2 その他:所内保護から一時保護委託(児童福祉施設等)への措置変更等

(3) 一時保護委託の状況

所別 区分	実人員(令和4年度中の解除)							延日数(令和4年度中の委託解除に係る延日数※3)						
	中央	松本	飯田	諏訪	佐久	計	%	中央	松本	飯田	諏訪	佐久	計	%
児童福祉施設	146	106	50	75	62	439	80.6	6,175	2,533	1,630	2,494	1,446	14,278	88.8
里親・その他	26	38	4	22	16	106	19.4	368	374	62	590	399	1,793	11.2
計	172	144	54	97	78	545	100.0	6,543	2,907	1,692	3,084	1,845	16,071	100.0

※3 延日数:令和4年度中に委託解除した児童について、委託した日から解除するまでに要した延日数

3 里親委託の状況

(1) 里親登録

※P15 図17参照

区 分	所 別	登 録 里 親 数					
		計	中 央	松 本	飯 田	諏 訪	佐 久
前年度末登録里親数		214	70	59	23	25	37
新 規 (年度中)		30	5	9	6	3	7
取 消 (年度中)		6	2	1	0	1	2
他児相との移管		0	1	0	0	0	-1
年 度 末 現 在		238	74	67	29	27	41
	うち児童が委託されている里親数	79	25	17	10	7	20

(2) 里親に委託されている児童

※P15 図18,19,20参照

区 分	所 別	里 親 に 委 託 さ れ た 児 童					
		計	中 央	松 本	飯 田	諏 訪	佐 久
前年度末委託児童数		115	39	28	9	12	27
()内はファミリーホーム(内数)		(27)	(9)	(7)	(1)	(6)	(4)
新規に委託された児童数(年度中)	児童福祉施設から受託	14	4	9	0	1	0
	家庭から受託	18	5	1	2	4	6
	そ の 他	6	0	2	0	3	1
	計	38	9	12	2	8	7
他児相との移管		0	0	0	0	0	0
委託解除された児童数	帰 宅	7	4	1	1	0	1
	養 子 縁 組	5	1	2	0	1	1
	満 年	2	1	1	0	0	0
	就 職	1	0	0	0	0	1
	そ の 他	4	1	2	0	0	1
	計	19	7	6	1	1	4
委託変更された児童数	児童福祉施設へ入所	15	6	6	1	1	1
	他の里親に委託	5	0	2	0	1	2
	そ の 他	2	0	0	0	2	0
	計	22	6	8	1	4	3
本年度末現在委託児童数		112	35	26	9	15	27
()内はファミリーホーム(内数)		(20)	(7)	(4)	(1)	(4)	(4)
年齢階級別	0 歳	7	4	1	0	1	1
	1 ～ 6 歳	38	14	9	1	7	7
	7 ～ 12 歳	33	7	9	6	3	8
	13 ～ 15 歳	13	6	3	0	0	4
	16 歳 以上	21	4	4	2	4	7

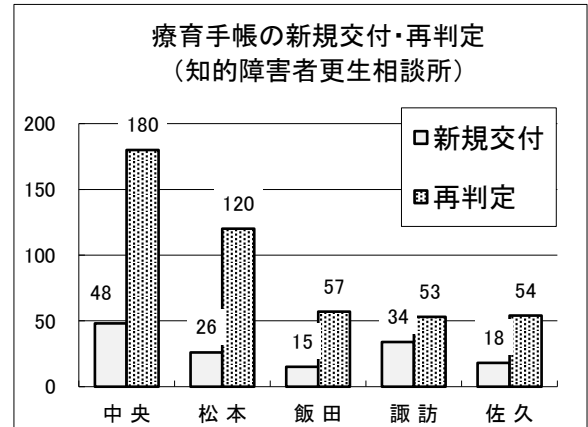
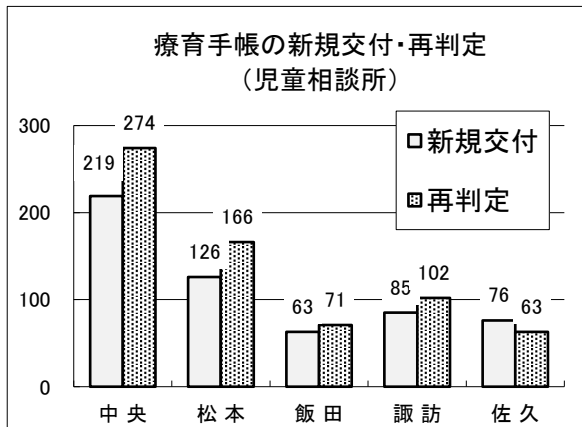
4 療育手帳の交付・再判定

(1) 児童相談所(18歳未満)

区分 \ 所別	中央	松本	飯田	諏訪	佐久	計
新規交付	219	126	63	85	76	569
再判定	274	166	71	102	63	676

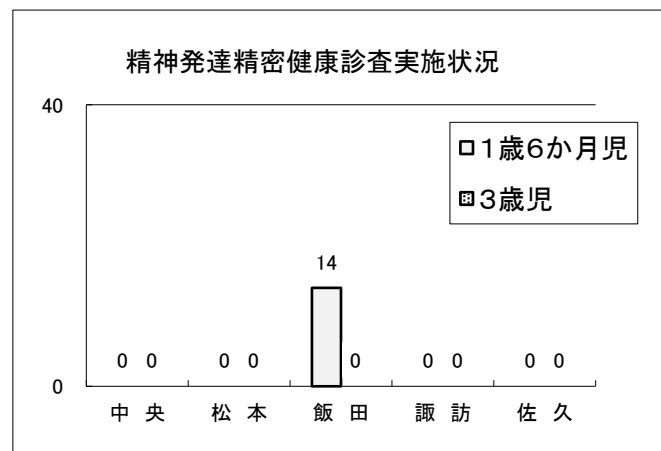
(2) 知的障害者更生相談所(18歳以上)

区分 \ 所別	中央	松本	飯田	諏訪	佐久	計
新規交付	48	26	15	34	18	141
再判定	180	120	57	53	54	464



5 1歳6か月児・3歳児 精神発達精密健康診査の実施状況

区分 \ 所別	1歳6か月児 (人)	3歳児 (人)
中央	0	0
松本	0	0
飯田	14	0
諏訪	0	0
佐久	0	0
計	14	0



6 「児童虐待・DV24時間ホットライン」相談件数

[資料出典:児童相談・養育支援室]

区分	相談種別	H30	R1	R2	R3	R4	前年度比
児童関係	児童虐待	172	154	198	230	166	72.2%
	養育	121	147	120	127	117	92.1%
	その他※1	696	738	869	947	794	83.8%
	小計	989	1,039	1,187	1,304	1,077	82.6%
女性関係	DV被害	58	43	53	30	28	93.3%
	夫婦問題	30	28	54	42	86	204.8%
	親族の暴力	12	11	13	14	15	107.1%
	その他※2	47	44	82	67	75	111.9%
	小計	147	126	202	153	204	133.3%
その他※3		88	60	133	238	194	81.5%
合計		1,224	1,225	1,522	1,695	1,475	87.0%

その他※1:「児童相談所に直接連絡を取りたい」などの取り継ぎ等

その他※2:親族関係、近隣関係、友人関係の相談等

その他※3:無言電話、問い合わせ電話等

令和4年度の相談件数は、1,475件で前年度と比べ220件、前年度比87.0%と減少しています。このうち、「児童関係」の相談は、1,077件で前年度比82.6%と減少していますが、「女性関係」の相談は、204件と前年度と比べ51件、前年度比133.3%と増加しています。また、相談種別ごとでは、「児童虐待」に関する相談は、166件(前年度比72.2%)、「DV被害」に関する相談は、28件(前年度比93.3%)となっています。

知的障害者更生相談所

1 知的障害者更生相談所の業務

知的障害者更生相談所（以下「知更相」という。）は、知的障害者福祉法第 12 条の規定により、主として次の業務を行っています。

(1) 相談対象

知的障がい者に関する全ての問題について、来所又は巡回により家庭その他からの相談に応じています。

(2) 判定業務

ア 医学的判定

知的障がいの原因、他の病気の有無、身体の状態や社会適性及び施設入所の必要性などを医学的に診断し、必要な助言を行っています。

イ 心理学的判定

知能、性格、社会適性などを判定し、施設入所の可否、日常生活における援助の方法などについて必要な助言を行っています。

ウ 職能的判定

就労の可否や作業能力等について検査判定し、仕事の種類、必要な配慮などについて必要な助言を行っています。

(3) 判定書の交付

ア 療育手帳の交付

本人（又は保護者）から依頼を受けて判定し、療育手帳を交付しています。

イ 施設入所に係る意見書の交付

市町村から依頼を受けて、意見書を交付しています。

ウ その他

必要に応じて、相談結果に基づいた判定書を交付しています。

2 長野県知的障害者更生相談所の沿革

昭 35.9 精神薄弱者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）の規定に基づき、長野市中御所九反 720 に長野県精神薄弱者更生相談所を設置

昭 39.4 長野県精神薄弱者更生相談所条例（昭和 39 年条例第 24 号）が制定され、精神薄弱者更生相談所を長野県身体障害者更生相談所（長野市中御所九反 720）に付置

昭 46.4 長野県組織規則（昭和 44 年規則第 16 号）が全部改正（昭和 46 年規則第 54 号）され、精神薄弱者更生相談所を長野県中央児童相談所（長野市東鶴賀町 1908）に付置換

昭 47.10 中央児童相談所が長野市大字若里字桑ノ木島 1570-1 に移転新築されたことに伴い、同所に住所変更する

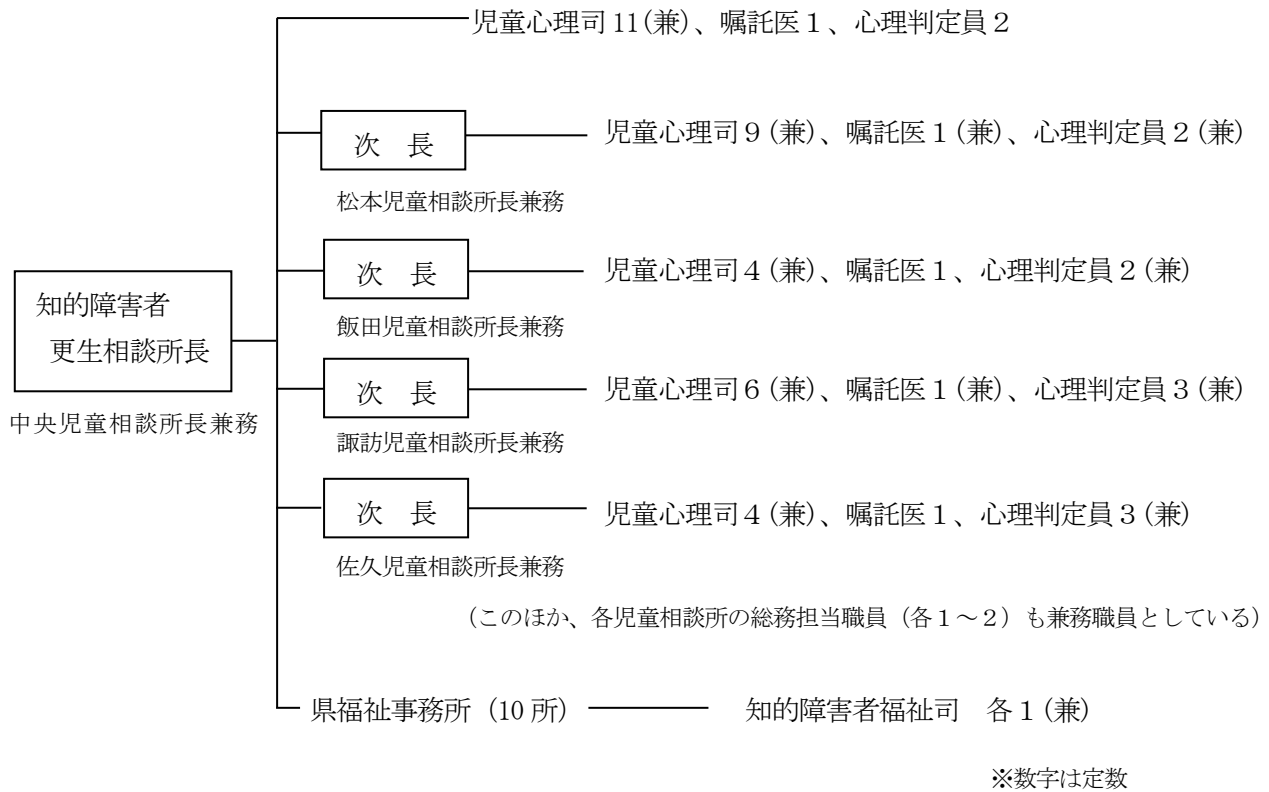
平 11.4 精神薄弱者福祉法が知的障害者福祉法に改正（平成 10 年法律第 110 号）されたことに伴い、名称を長野県知的障害者更生相談所に改める

平 15.4 知的障害者福祉法の改正に伴い、知的障害者更生相談所に知的障害者福祉司が配置される

平 24.2 中央児童相談所が長野市大字南長野妻科 282-7 に改築移転されたことに伴い、同所に住所変更する

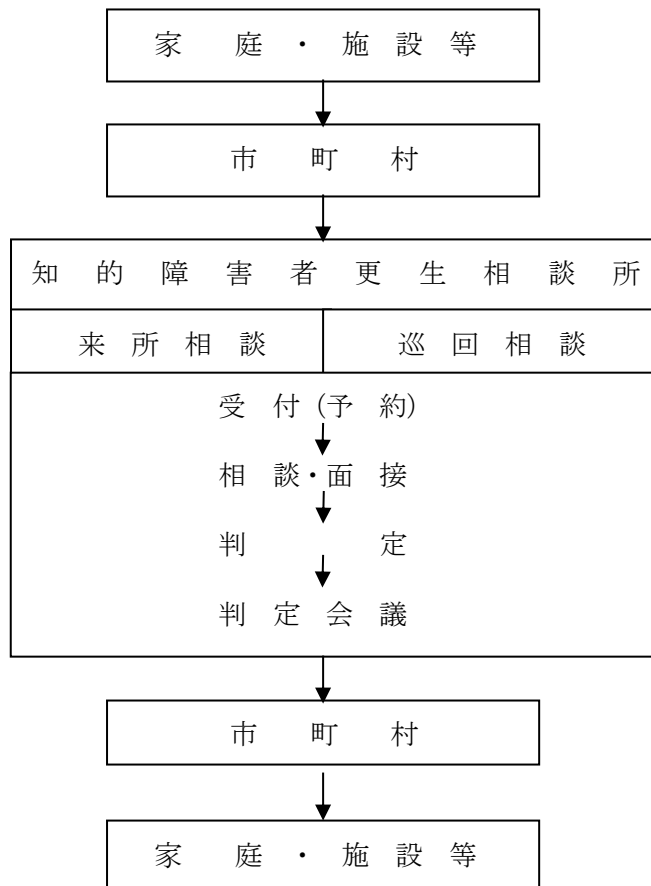
3 組織

(令和5年4月1日現在)



4 相談業務の流れ

相談判定等の業務の実施体系は、次のとおりです。



注) 巡回相談は、来所が困難であるか、又は施設等入所の知的障がい者を対象に、それぞれの地域へ出向いて相談・判定及び指導業務を行うもの

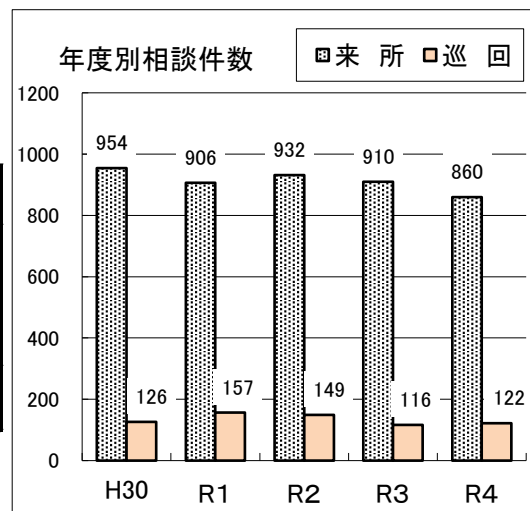
5 相談・判定の状況

(1) 相談件数の推移

* 年度別相談件数

(人)

区分		年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
取扱実人員			1,080	1,063	1,081	1,026	982
内訳	来所		954	906	932	910	860
	巡回		126	157	149	116	122



(2) 相談内容別件数

区分		年度	取扱実人員計	施設入所	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
H30	来所		954	0	0	0	0	0	0	788	166	954
	巡回		126	0	0	0	0	0	0	126	0	126
	計		1,080	0	0	0	0	0	0	914	166	1,080
	構成比(%)			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	84.6	15.4	100.0
R 1	来所		906	0	0	0	0	0	0	739	167	906
	巡回		157	0	0	0	0	0	0	156	1	157
	計		1,063	0	0	0	0	0	0	895	168	1,063
	構成比(%)			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	84.2	15.8	100.0
対前年比(%)		98.4	-	-	-	-	-	-	97.9	101.2	98.4	
R 2	来所		932	0	0	0	0	0	0	787	145	932
	巡回		149	0	0	0	0	0	0	149	0	149
	計		1,081	0	0	0	0	0	0	936	145	1,081
	構成比(%)			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	86.6	13.4	100.0
対前年比(%)		101.7	-	-	-	-	-	-	104.6	86.3	101.7	
R 3	来所		910	0	0	0	0	0	0	794	116	910
	巡回		116	0	0	0	0	0	0	115	1	116
	計		1,026	0	0	0	0	0	0	909	117	1,026
	構成比(%)			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	88.6	11.4	100.0
対前年比(%)		94.9	-	-	-	-	-	-	97.1	80.7	94.9	
R 4	来所		860	0	0	0	0	0	0	726	134	860
	巡回		122	0	0	0	0	0	0	122	0	122
	計		982	0	0	0	0	0	0	848	134	982
	構成比(%)			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	86.4	13.6	100.0
対前年比(%)		95.7	-	-	-	-	-	-	93.3	114.5	95.7	

(3) 判定内容別件数・判定書等交付件数

区分 年度		判定内容					判定書等交付件数			
		医学的	心理	職能	その他	計	障がい 程度 区分	療育 手帳	その他	計
H30	来所	40	526	0	0	566	0	773	167	940
	巡回	2	124	0	0	126	0	126	0	126
	計	42	650	0	0	692	0	899	167	1,066
	構成比(%)	6.1	93.9	0.0	0.0	100.0	0.0	84.3	15.7	100.0
R1	来所	35	486	0	0	521	0	706	167	873
	巡回	7	154	0	0	161	0	152	1	153
	計	42	640	0	0	682	0	858	168	1,026
	構成比(%)	6.2	93.8	0.0	0.0	100.0	0.0	83.6	16.4	100.0
R2	来所	39	489	0	0	528	0	737	145	882
	巡回		144	0	0	144	0	149	0	149
	計	39	633	0	0	672	0	886	145	1,031
	構成比(%)	5.8	94.2	0.0	0.0	100.0	0.0	85.9	14.1	100.0
R3	来所	24	503	0	0	527	0	752	116	868
	巡回	0	112	0	0	112	0	119	1	120
	計	24	615	0	0	639	0	871	117	988
	構成比(%)	3.8	96.2	0.0	0.0	100.0	0.0	88.2	11.8	100.0
R4	来所	23	434	0	0	457	0	700	134	834
	巡回	0	114	0	0	114	0	122	0	122
	計	23	548	0	0	571	0	822	134	956
	構成比(%)	4.0	96.0	0.0	0.0	100.0	0.0	86.0	14.0	100.0

(4) 年齢別・性別人数

年 度		18歳未満	18歳 ～20歳	21歳 ～30歳	31歳 ～40歳	41歳 ～50歳	51歳以上	計
H30	人 数	0	487	212	132	109	140	1,080
	構成比(%)	0.0	45.1	19.6	12.2	10.1	13.0	100.0
R 1	人 数	0	502	178	133	128	122	1,063
	構成比(%)	0.0	47.2	16.7	12.5	12.0	11.5	100.0
R 2	人 数	0	488	208	108	126	151	1,081
	構成比(%)	0.0	45.1	19.2	10.0	11.7	14.0	100.0
R 3	人 数	0	484	190	100	117	135	1,026
	構成比(%)	0.0	47.2	18.5	9.7	11.4	13.2	100.0
R 4	人 数	1	459	181	123	107	113	984
	構成比(%)	0.1	46.6	18.4	12.5	10.9	11.5	100.0
	対前年比(%)	-	94.8	95.3	123.0	91.5	83.7	95.9

(5) 障がい程度の状況

年 度		最重度	重 度	中 度	軽 度	そ の 他	計
H30	人 数	88	122	258	594	18	1,080
	構成比(%)	8.1	11.3	23.9	55.0	1.7	100.0
R 1	人 数	85	98	284	579	17	1,063
	構成比(%)	8.0	9.2	26.7	54.5	1.6	100.0
R 2	人 数	75	88	300	609	9	1,081
	構成比(%)	6.9	8.1	27.8	56.3	0.8	100.0
R 3	人 数	75	105	241	586	19	1,026
	構成比(%)	7.3	10.2	23.5	57.1	1.9	100.0
R 4	人 数	74	101	252	548	7	982
	構成比(%)	7.5	10.3	25.7	55.8	0.7	100.0
	対前年比(%)	98.7	96.2	104.6	93.5	36.8	95.7

注)最重度とは、IQ20以下の者。

その他は、判定した結果、知的障がい者と認められなかった者。

6 知的障がい者(児)数

(1) 知的障がい者(児)の推移(年度末)

(単位：人)

区 分		H30	R 1	R 2	R 3	R 4
18歳未満	重 度	983	987	973	989	994
	中 度	796	772	749	766	808
	軽 度	2,163	2,151	2,168	2,151	2,240
	計	3,942	3,910	3,890	3,906	4,042
18歳以上 65歳未満	重 度	4,210	4,200	4,275	4,305	4,369
	中 度	4,162	4,167	4,216	4,212	4,241
	軽 度	4,998	5,255	5,533	5,848	6,050
	計	13,370	13,622	14,024	14,365	14,660
65歳以上	重 度	678	662	692	695	707
	中 度	905	893	955	953	1,011
	軽 度	316	321	348	352	406
	計	1,899	1,876	1,995	2,000	2,124
(小計)	重 度	4,888	4,862	4,967	5,000	5,076
	中 度	5,067	5,060	5,171	5,165	5,252
	軽 度	5,314	5,576	5,881	6,200	6,456
	計	15,269	15,498	16,019	16,365	16,784
合 計	重 度	5,871	5,849	5,940	5,989	6,070
	中 度	5,863	5,832	5,920	5,931	6,060
	軽 度	7,477	7,727	8,049	8,351	8,696
	計	19,211	19,408	19,909	20,271	20,826
人口1,000人に対する 知的障がい者(児)数		9.4	9.5	9.8	10.0	10.4

(注)1 障がいの程度 重度 IQ35以下(療育手帳A1)
 中度 IQ36～50(療育手帳A2 B1)
 軽度 IQ51～75(療育手帳B2)

2 資料出典 県障がい者支援課

(2) 療育手帳所持状況

(R4年度末現在、単位：人、%)

区分	18歳未満	18歳以上	合計	構成比
A 1	994	5,073	6,067	29.2
A 2	30	316	346	1.7
B 1	778	4,936	5,714	27.5
B 2	2,166	6,454	8,620	41.5
合計	3,968	16,779	20,747	100.0
R3末	3,838	16,343	20,181	
R2末	3,837	15,935	19,772	
R1末	3,832	15,375	19,207	
H30末	3,861	15,162	19,023	

資料出典 県障がい者支援課

(3) 障がいの程度による療育手帳区分表

区分		知的障がい			
		軽度	中度	重度	最重度
身体障がい者	1～3級	B 2	A 2	A 1	A 1 障害児福祉手当 該当程度
	4～6級 なし		B 1		



※ 程度決定については、知能指数と日常生活の自立度を加味して総合的に判定する。
「標準化された知能検査による指数範囲」欄の数と傾斜は「おおむね」の意味をもつ。



しあわせ
信州

資 料

県内児童福祉施設一覧（長野県社会福祉施設名簿から抜粋）

令和5年4月1日現在

1 乳児院

保護者のいない場合や保護することが困難な乳児を養育する。

名称	〒	所在地	設置主体	定員	電話番号
うえだみなみ乳児院	386-0018	上田市常田1-4-12	(福)敬老園	9	0268-29-3750
風越乳児院	395-0077	飯田市丸山町4-7490-3	(福)飯田風越福祉会	10	0265-22-4127
松本赤十字乳児院	390-0803	松本市元町3-8-10	日本赤十字社長野県支部	18	0263-31-5203
善光寺大本願乳児院	380-0801	長野市箱清水3-19-2	(福)善光寺大本願福祉会	18	026-232-2292

2 児童養護施設

保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護し、あわせてその自立を支援する。

名称	〒	所在地	設置主体	定員	電話番号
軽井沢学園	389-0115	北佐久郡軽井沢町追分1341	(福)法延会	36	0267-45-1295
森の家 はらとうげ	386-0033	上田市大字御所38	(福)原峠保養園	30	0268-22-1195
つつじが丘学園	394-0048	岡谷市川岸上4-12-51	(福)つるみね福祉会	47	0266-22-2574
たかざやの里	399-4432	伊那市東春近7000-8	(福)たかざや福祉会	40	0265-72-6456
おさひめチャイルドキャンプ	395-0021	飯田市仲ノ町305-6	(福)長姫福祉会	30	0265-22-3875
風越寮	395-0077	飯田市丸山町4-7537-10	(福)飯田風越福祉会	30	0265-22-1489
慈恵園	399-3202	下伊那郡豊丘村大字神稲4461-1	(福)下伊那社会福祉会	26	0265-35-4815
木曾ねざめ学園	399-5608	木曾郡上松町大字荻原1211-1	(福)木曾社会福祉事業協会	30	0264-52-2313
松本児童園	390-0851	松本市大字島内1666-880	(福)松本市児童養護協会	36	0263-47-0590
円福寺愛育園	388-8005	長野市篠ノ井横田798-1	(福)円福会	35	026-292-5022
恵愛	387-0021	千曲市稲荷山3842-1	(福)八葉会	45	026-214-1315
松代福祉寮	381-1221	長野市松代町東条108-2	(福)湖会	52	026-278-2556
三帰寮	381-0021	長野市大字屋島2373	(福)大勸進養育院	35	026-244-8355
飯山学園	389-2253	飯山市大字飯山3180	(福)飯山学園	41	0269-62-2339

3 児童自立支援施設

不良行為をなし又はなすおそれのある児童、及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。

名称	〒	所在地	設置主体	定員	電話番号
波田学院	390-1401	松本市波田4417	長野県	27	0263-92-2014

4 児童心理治療施設（旧称：情緒障害児短期治療施設）

社会生活の適応が困難となった児童を短期間入所（・通所）させ、これに必要な心理治療・生活指導等を行う。

名称	〒	所在地	設置主体	定員	電話番号
松本あさひ学園	390-0802	松本市旭2-11-25	長野県	35	0263-88-3737

5 福祉型障害児入所施設

障がい児を入所させ、保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の訓練・支援を行う。

名称	〒	所在地	設置主体	定員	電話番号
信濃学園	390-1401	松本市波田4417-8	長野県	30	0263-92-2078

6 福祉型児童発達支援センター

障がい児を通所させ、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能、集団生活への適応のための訓練を行う。

名称	〒	所在地	設置主体	定員	電話番号
上田いずみ園	386-0155	上田市蒼久保558	(福)カルディア会	30	0268-35-0339
蓮の音こども園	386-0012	上田市中央5-9-29	(福)上田明照会	30	0268-25-3334
児童発達支援センター この街きつず学園	392-0012	諏訪市四賀338-7	(福)この街福祉会	35	0266-58-2343
飯田市こども発達センター ひまわり	395-0821	飯田市松尾新井5933-2	飯田市	36	0265-23-6097
児童発達支援センター にじいろキッズらいふ	380-0928	長野市若里6-6-14	(福)長野市社会事業協会	35	026-219-3780
こども発達センターBee	380-0036	長野市平林1-30-1	(福)森と木	25	026-259-9970
療育センターらいふ	390-0827	松本市出川2-24-14	(NPO)未来の風	10	0263-25-8690
療育センターみらい	390-0802	松本市旭3-7-16	(NPO)未来の風	10	0263-88-7233
シュタイナー療育センター 光こども園	399-8501	北安曇郡松川村松川685-1	(一社) シュタイナー療育センター	10	0261-85-0014
児童発達支援センター 小鳩園	396-0023	伊那市山寺1499-7	伊那市	30	0265-72-2576

7 医療型児童発達支援センター

障がい児を通所させ、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練及び治療を行う。

名称	〒	所在地	設置主体	定員	電話番号
稲荷山医療福祉センター	387-0022	千曲市野高場1835-9	(福)信濃整肢療護園	40	026-272-1435

8 医療型障害児入所施設

障がい児を入所させ、保護し、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の訓練・支援及び治療を行う。

名称	〒	所在地	設置主体	定員	電話番号
小諸高原病院	384-8540	小諸市甲4598	(独)国立病院機構	70	0267-22-0870
信濃医療福祉センター	393-0093	諏訪郡下諏訪町社字花田6525-1	(福)信濃医療福祉センター	113	0266-27-8414
まつもと医療センター	399-0021	松本市村井町南2-20-30	(独)国立病院機構	100	0263-58-4567
東長野病院	381-0085	長野市上野2-477	(独)国立病院機構	124	026-296-1111
稲荷山医療福祉センター	387-0022	千曲市野高場1835-9	(福)信濃整肢療護園	70	026-272-1435

9 自立援助ホーム

義務教育を終了した満20歳未満の児童で、自立のための援助等が必要と認められる児童を入居させ、共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助を行う。

名称	〒	所在地	設置主体	定員	電話番号
夢住の家	380-0803	長野市三輪9丁目10-24-3	(NPO)信濃あすなろ会	6	026-217-5652
いちにのさん	—	(非公表)	(NPO)子どもステーション いちにのさん	6	—

10 児童家庭支援センター

児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。

名称	〒	所在地	設置主体	電話番号
下伊那こども家庭支援センターこっこ	399-3202	下伊那郡豊丘村神稲4461-1	(福)下伊那社会福祉会	0265-35-8080
松代児童相談センター	381-1221	長野市松代町東条108-2	(福)湖会	026-214-5955
けいあい地域子育て支援相談室	387-0021	千曲市稲荷山3842-1	(福)八葉会	026-214-1165
つつじ	391-0001	茅野市ちの3502-1ベルビア3階	(福)つるみね福祉会	0266-75-1153
あいく	390-0802	松本市旭2-11-30	(福)長野県社会福祉事業団	0263-88-3030
児童家庭支援センタースマイル	389-0115	北佐久郡軽井沢町追分1422	(福)法延会	0267-45-1081

※ 障がい児関係施設は、長野県ホームページの「長野県社会福祉施設名簿」をご覧ください。

令和5年12月発行

本稿のお問い合わせ 長野県中央児童相談所総務課

〒380-0872

所在地 長野市大字南長野妻科282-7

電話 026-238-8010 (直通)

F A X 026-238-8025

電子メール chujido@pref.nagano.lg.jp